

# 会 期 日 程

## 令和5年第8回山江村議会定例会

自 令和 5年 12月6日 (水)

至 令和 5年 12月8日 (金) (3日間)

日次	月 日	曜	種 別	場 所	開 会 時 刻	摘 要
1	12月6日	水	本会議	議 会 議 場	午前10時	・開 会 ・報 告 ・提案理由説明
			休 会	役場大会議室	午後1時30分	・議 案 審 議
2	12月7日	木	本会議	議 会 議 場	午前10時	・一 般 質 問
3	12月8日	金	本会議	議 会 議 場	午前10時	・質 疑 ・討 論 ・表 決 ・閉 会

第 1 号

1 2 月 6 日 ( 水 )

# 令和5年第8回山江村議会12月定例会（第1号）

令和5年12月6日  
午前10時00分開会  
於 議 場

## 1. 議事日程

- |       |        |  |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 |        | 会議録署名議員の指名   |
| 日程第 2 |        | 会期の決定について  |
| 日程第 3 |        | 諸般の報告  |
| 日程第 4 |        | 行政報告   |
| 日程第 5 | 諮問第 1号 | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて   |
| 日程第 6 | 議案第51号 | 山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について   |
| 日程第 7 | 議案第52号 | 山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について   |
| 日程第 8 | 議案第53号 | 山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について   |
| 日程第 9 | 議案第54号 | 山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について   |
| 日程第10 | 議案第55号 | 地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第11 | 議案第56号 | 山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第12 | 議案第57号 | 山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第13 | 議案第58号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第14 | 議案第59号 | 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第60号 | 令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）  |
| 日程第16 | 議案第61号 | 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）  |

- 日程第17 議案第62号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第63号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第64号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第65号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第66号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博君	2番 北田愛介君
3番 本田りかさん	4番 中村龍喜君
5番 赤坂修君	6番 横谷巡君
7番 立道徹君	8番 西孝恒君
9番 久保山直巳君	10番 森田俊介君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。本日の出席議員は10名で定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第8回山江村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田俊介議員） 議事日程に従いまして、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定によりまして、9番、久保山直巳議員、1番、白川俊博議員を指名いたします。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（森田俊介議員） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件につきましては11月22日、議会運営委員会が開かれ、会期の日程について協議されておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

5番、赤坂修議員。

○議会運営委員長（赤坂 修議員） おはようございます。

令和5年第8回山江村議会定例会につきまして、去る11月22日、午前9時より議会運営委員会会議を開催し、本定例会全般について協議をしておりますので、ご報告いたします。

会期につきましては、本日6日から8日までの3日間としております。

本日開会、報告、提案理由の説明を行い、午後から休憩とし、議案審議としております。

2日目、7日は一般質問となっており、4名の議員より通告が出ております。発言の順序は事前にくじ引きで決定している順序で、時間については質問、答弁を含めて60分となっております。

3日目、8日は最終日で質疑、討論、表決を行い、閉会ということに決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで議会運営委員長の報告は終わりました。

お諮りします。会期の決定については、委員長報告のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、会期の決定については、議会運営委員長報告のとおり決定しました。

-----○-----

### 日程第3 諸般の報告

○議長（森田俊介議員） 日程第3、諸般の報告を行います。

9月11日の議会定例会以降の議会に関する報告を行います。

9月12日、金婚式夫婦表彰、7組の方が行われております。

9月24日、やまえ栗まつりが役場前広場で行われております。

9月27日、消防庁舎建設に関する特別委員会が、消防本部で組合員参加のもとで行われております。

10月3日から4日、山江村議会議員視察研修を関西方面に出かけております。立命館大学によりまして、日本バイオマス研究センター長の柴田晃先生に講習を行っております。それと現地を視察しております。

10月15日、村の村民体育祭、4年ぶりに山江中学校グラウンドで開催され全議員で参加しております。

10月18日、球磨畜産共進会が球磨畜協のほうで行われております。

10月19日、村内小中学校研究発表会が、山田小、山江中で各議員の参加のもとで行われております。

11月2日、議会の現地調査、村の災害調査工事の現地調査を行っております。

11月5日、あさぎり町政施行20周年記念式典に参加しております。

11月11日、球磨川流域橋梁着工式に球磨村総合運動公園で行われましたので、参加しております。

11月19日、やまえ宝物収穫祭が役場前広場で行われております。

11月27日から29日、町村議会議長全国大会及び球磨郡町村議会議長産業行政視察に出かけております。東京都と群馬県に行っております。群馬県では、鳥獣被害対策事業の関連した視察を行っております。それと八ツ場ダムの視察を行っております。それと全国大会では、NHKホールにて全国大会を行っております。

12月3日、人吉球磨消防ラッパ吹奏大会が須恵文化ホールで行われております。

以上が3日までの諸般の報告であります。

令和5年も残り数日となりましたが、村民の皆様が、令和6年が輝かしい年でありますように期待し、あいさついたします。

これで諸般の報告を終わります。

次に、一部組合員の活動報告を行います。

はじめに、人吉球磨広域行政組合議会議員、3番、本田りか議員より報告をお願いいたします。

本田りか議員。

○3番（本田りか議員） おはようございます。令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会について報告をいたします。

令和5年第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の1日目が、令和5年11月24日金曜日、午前10時から開催されました。これは人吉クリーンプラザ大会議室において行いました。

日程第1、会議録署名議員の指名では、水上村の12番、杉野久志議員、同じく水上村の13番、杉野貴文議員が指名されました。

日程第2、会期の決定では、あさぎり町の皆越てる子議会運営委員会委員長の報告のあと、会期は11月24日に開会し、12月22日を閉会とする29日間とし、11月25日から12月21日までを休会とすることに決定いたしました。

日程第3、行政報告では、令和5年第3回議会定例会以降の定例理事会における主な審議等について報告がありました。

日程第4、認定第1号、令和4年度人吉球磨広域行政組合一般会計歳入歳出決算の認定について。この案件については、8月25日に開かれた第3回人吉球磨広域行政組合議会定例会において、令和4年度決算特別委員会が設置され、同委員会に付託されており、五木村の田山淳士同委員会委員長から認定とする報告があり、質疑、採決を行い、原案のとおり認定されました。

日程第5、議案第11号、人吉球磨広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第12号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計補正予算（第2号）、日程第7、議案第13号、令和5年度人吉球磨広域行政組合一般会計経費の負担金の総額の補正（第1号）この3件では、一括して理事会代表理事の提案理由の説明を受け、日程第5、議案第11号及び日程第6、議案第12号については、執行部の補足説明を受けたあと、質疑、採決を行い、原案のとおり可決されました。

以上、令和5年度第4回人吉球磨広域行政組合議会定例会の会議結果について報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） 次に、人吉下球磨消防組合議会議員、8番、西孝恒議員より報告をお願いいたします。

西孝恒議員。

○8番（西 孝恒議員） では、令和5年11月第4回人吉下球磨消防組合議会定例会

について、会議結果を報告いたします。

日時は、令和5年11月22日、水曜日、午後2時開会です。場所は、人吉下球磨消防組合消防本部会議場です。

日程第1、会期の決定については日時と同じ決定です。

日程第2、会議録署名議員の指名は、4番、五木村選出の川邊正美議員、5番、球磨村選出の東純一議員です。

日程第3、議案第1号、令和4年度人吉下球磨消防組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案可決です。

日程第4、議案第2号、人吉下球磨消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決です。

日程第5、議案第3号、人吉下球磨消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、原案可決です。

日程第6、議案第4号、令和5年度人吉下球磨消防組合一般会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算それぞれ原案可決です。

日程第7、人吉消防庁舎建設に関する特別委員会委員長の報告は、竹田農利人委員長より、令和5年8月21日に第11回目、令和5年9月27日に第12回目となる特別委員会の概要について報告がありました。定例会報告は終わります。

それから、追加報告ですけれども、令和5年度消防庁舎視察、人吉下球磨消防組合議会議員研修がありましたので報告いたします。視察年月日は、令和5年10月23日から25日です。視察先は、佐賀中部広域連合、佐賀広域消防局庁舎、五島市消防本部庁舎、有明広域行政事務組合消防本部、玉名消防署及び荒尾消防署庁舎、視察者は、人吉下球磨消防組合消防庁舎建設に関する特別委員会8名随員、人吉下球磨消防組合職員3名、計11名です。

目的は、消防庁舎建設に関する事項についての調査研修であります。以上、報告を終わります。

○議長（森田俊介議員） 以上で一部組合員の活動報告は終わりました。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（森田俊介議員） 日程第4、村長から行政報告の申し出があつておりますので、これを許します。

村長。

○村長（内山慶治君） 皆様、改めましておはようございます。議長には発言の機会をありがとうございます。

本日ここに令和5年第8回山江村議会定例会を開催いたしましたところ、議員の

皆様には全員ご出席いただく中に開催できますこと、心から感謝申し上げます。

それでは、先般の臨時会後の行政報告を申し上げます。今回も量が多いということもありますが、行政報告にてあいさつに代えさせていただきたいと思います。施政方針につきましては、来年3月に行わせていただければと思います。

まず、9月12日ではありますが、熊日金婚夫婦表彰式が行われております。山江村から7組の金婚夫婦の表彰でございました。

9月16日、熊本県民体育祭クレー射撃のほうに応援に出向いておりますけれども、クレー射撃は山江村チームを中心とした選手たちであります。いわゆる球磨郡郡民体育祭で優勝メンバーであります、見事熊本県民体育祭でも球磨郡が優勝という快挙を成し遂げられておられます。

9月21日は、人吉市で交通安全の県民大会が行われ、参加いたしております。

9月23日ではありますが、今年は、熊本県民体育祭一週間おきに分かれて行われておりますので、その後半についても応援に出向いております。

9月24日、第19回はやまえ栗まつりでございました。8,000人の参加でございます。大体500万円のイベント経費でありますけれども、売上が750万円程度あったということではありますが、この栗まつりの目的についてはですね、山江村の経済振興といいますか、活性化を目的といたしておりますので、あるところは1店舗100万円を超える売上があったというようなところもございました。

9月25日、カヌーの全国大会出場激励交付金を交付式を行いました。現在カヌーの競技者、高校生大変多くですね、7名の方が九州大会、全国大会で活躍されるという方に激励金を交付したということでございます。

それから9月26日ではありますが、万江川大規模特定砂防事業に関する要望として、熊本県知事と熊本県の土木部長のほうに要望活動を行っております。県の主催の事業でありますけれども、山江村万江川が受益地でありますので、お礼と、またしっかりとした予算付けについてお願いをしてきたところでもあります。

9月27日は、九州地方整備局との意見交換会としておりますが、これについては九州地方整備局の建政部、いわゆる公営住宅等ですね、担当の部長が人吉球磨に入られまして意見交換会を行ったということでもあります。仮設住宅の跡地の活用や、山江村からは城内団地が全壊という被災をしておりますので、温泉センター前に8棟の災害の公営住宅を建設しておりますが、その御礼とともに、翌日28日にその現地を見てもらったというようなことでございます。

それから、10月1日は鎮山親水の森を歩くとして、自伐型林業、環境保全型林業と私、言っていますけれども、その見学会が行われております。県内はもとより九州各地からですね、非常に興味を持たれて見学会に来られた方がおられたという

ことであります。大変感心したのは、子どもさんを連れてですね、そういう環境に触れさせるという方もおられたということでもございました。

10月2日でありますけれども、山江村の復興むらづくり推進委員会として、これは令和2年7月豪雨災害を受けて、復旧・復興のそのむらづくり推進委員会を開催しておりますが、現状の報告会をさせてもらったところであります。

それから10月3日、山江村のケーブルテレビ放送番組審議会を行いました。これは今月一杯でCSの放送を打ち切るというような方向がここで決まったというようなことでもございます。いわゆる経費の分で存続が難しいというところでもあります。もし存続をするならば、村民の方々にもですね、相応の負担をお願いできないかというようなことでありましたが、そのことについては、厳しいのではなかろうかということでも、12月いっぱい決めたとところでありますし、その内容については、後ほど出てきますが、各座談会を地域づくり懇談会を各地域まわっておりますので、そこで詳しく説明をさせてもらっております。

それから10月5日から10月6日にかけては、農村RMO等に関する要望活動として、農水省及び県選出の国会議員の方々、関連の国会議員の方々、農水省は農村振興局でありますけれども、国会議員は、金子、松村、馬場先生、そして土地改良関係、農政関係の進藤、宮崎先生、5名の先生方をお願いをしてきたということでもあります。

この件については、実は一般質問等でもですね、今回出ておりますので、今後の対策をどうするかということでもありますが、それと関連しますので、ここでは詳しくは控えさせていただきたいと思っております。

10月7日、山江保育園の運動会が行われ、参加しています。

それから、山江村の認知症初期値集中支援チームの検討委員会が開会されました。いわゆる2025年、団塊の世代といわれる、大変戦後たくさんですね、ベビーブームで生まれた方々が、すべて後期高齢者になられるのに伴い、認知症対策をしつかりしなくちゃいけないというような課題が突き付けられておりますので、その検討会を行ったというところでもあります。

それから、その同じく10日ではありますが、県営の田んぼダムの普及拡大モデル事業工事地元説明会を行います。今年は県費を出してですね、いろんな排水路の改修等を行うというようなことでもありますので、この際しっかりその田んぼダムに協力いただくとともに、その排水施設等ですね、改修も行っていただければ大変いいんじゃないかというふうに考えたところであります。

それから11日ではありますが、山江村第9期の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定委員会を開催しております。今回第9期ということでもあります、いわ

ゆる介護保険料を改定するという3年に1回の時期であります。いわゆる来年から介護保険料が変わるということでもあります。現在6,100円第3号保険者としておりますけれども、今後見通しで多分増えるであろうということでもあります。ただし、基金を持っておりますので基金でどれだけ激変の緩和をするかということを行っていきたいと思っておりますが、まだあと2回ほど会議が控えているということでもあります。

それから、同じく11日は山江村の総合エネルギー検討委員会を開催しました。ゼロカーボン宣言をいたしておりますけれども、また議会におかれましてもバイオ炭の研修等を立命館大学のほうに行かれたということでもありますけれども、それを含めた計画づくり等の検討をしているところでもあります。

それから、10月13日は球磨農業活性化協議会、私、新規就農者の担当会長をやっておりますので、その激励会に行ってきたところではありますが、今年はちょっと少なく20数名でありました。人吉球磨で20数名ですね。例年40名近い方が新規就農者としてこの激励会に参加されるわけですが、今年は23名ということでした。

それから、10月15日、山江村民体育祭でございます。4年ぶりの開催ということではありますが、本当にあちこちから笑顔や笑い声が聞こえてきまして、なかなか村民の方々が一堂に会する機会が少なくなったという中での村民体育祭でありまして、午前中の開催ということでしたが、非常ににぎわった体育祭であったと、関係者の皆様方に感謝を申し上げたいと思います。

それから10月18日は山江村のすまい安全確保支援事業補助金交付式が行われております。新しく仮設におられる方が2名の方、新住居を設けられたということでもあります。議会でもお願いいたしまして、予算をつけてもらっておりますけれども、その補助金について、2名の方に補助金を交付させていただいております。

同じく18日は球磨畜産共進会で行われました。議員の皆さん方にも大変お世話になりました。

それから、10月19日が村内小中学校の研究発表会であります。毎年開催をされておりますけれども、今年も熊本県、人吉球磨の考えをはじめですね、熊本県、九州各県下ですね、たくさんの方、参加された発表会で行われました。

それから、山江村農林産物振興協議会としております。サンクスツアーとしておりますけれども、現在、農林産物振興協議会においてですね、アロマオイルを開発したり、それからユズを開発したりしております。そういう山江サンクスツアーが、振興協議会の中でもろもろ出てきた特産新商品を売るがためですね、バイヤーに来ていただいて、1泊2日で山江村を見ていただきながら、その商品に触れていた

だくというようなツアーを行っております。

それから、10月20日から21日にかけて、交通指導員の研修、長崎方面に同行させていただいております。

それから、23日から25日でありますけれども、球磨郡町村会の研修でございました。現在JR肥薩線の大きな発災後の課題を、広域的な課題がまだ動きがはっきりしていないという状況である中において、JR只見線、同じような被災を受けた福島県から長野県につながる線路でありますけれども、その復旧の各自治体がですね、どういう動きをして現状にいたったかというような研修をさせていただいたということがございます。

それから、26日から27日は、過疎問題シンポジウムが富山県で行われておりますので、顔を出させていただいております。過疎については、ご案内のとおり昨年来ですね、一昨年来、山江村は過疎から外れるんだと、手厚い過疎債等のもので、財政支援が受けられなくなるんだというような危機感があったところでもありますけれども、しっかりその過疎に残ることができながらということではありますが、そのシンポジウム等にもですね、しっかり参加をさせていただくことが重要だろうということをお考えのところでもあります。

それから、10月29日は、九州森林フォーラム in 熊本県・山江村ということで、九州各県より5、60名の方が参加されながら森林フォーラムが行われました。特に自伐林業を山江村は行っているということと、それからトレイルランをですね、水上から八代まで行っているコースになっておりますけれども、そういうスポーツを活用した森林のあり方ということについて、いろんな協議といいますか、議論がなされたということがございます。

それから、10月31日には山江村の災害義援金配分委員会、これは最終であります。災害義援金が今まで三々五々と集まってきておりましたのを、最終的に配分をしたということがございます。

失礼しました。10月16日からですね、地域づくり懇談会を行っておって、11月7日まで開催をしております。

それから、11月1日は銀座熊本館のやまえ栗フェアで、リモートにおいて協議をしたということになります。やまえ栗まつりにおきまして銀座熊本館でも、やまえ栗のフェアを玄関を入った真正面にですね、品物をそろえて置いてもらっております。そのお礼を含めてその当時の反響がどうだったのかということを確認、また今後とも、来年もですね、引き続きよろしくお願ひしたいということを含めて、毎年リモートでいろんな交流をやっているわけですが、その館長がおっしゃるには、こういう自治体のフェアですね、苺フェア、いろいろなフェアをやる

においては、大体2週間40万円程度の売上があるということではありますが、山江村の栗フェアはですね、倍、80万円弱の売上があって大変ありがたいというようなことを言われております。もちろん災害の復興の支援ということもあるんでしょうけれども、栗商品というのは確かにですね、皆さん好まれるというようなこともおっしゃっておられました。

それから、山江村宝物収穫祭の実行委員会を開催しております。ちょっと後ほど触れさせていただきます。

それから、11月2日は議会の現地調査でございました。現地視察大変ありがとうございました。

それから、11月4日、山田大王神社の例大祭に参加しております。それから人吉下球磨消防組合職員採用の2次試験、面接試験でありますけれども、これに面接官として出席しております。

それから、11月5日、山江村の消防団秋季訓練及び防火パレード出発式ということでございます。丸岡公園において、林野火災等に伴うジェットシューターの活用方法についての研修を行ってっております。

それから、11月6日は山江村の地域材の活用促進支援事業の補助金を交付したということでございます。

それから、11月7日ではありますが、山江村公民館事業の大交流会として、山江村体育館でですね、公民館事業それぞれの地域で行っておりますが、その地域で参加される方々を一堂に会しながら、大交流会として行いました。これもですね、なかなか地域の高齢者の方々が一堂に会するという機会が少ないという中において、一堂に会しながらいろんな事業をやるということで、非常ににぎわった大会であります。参加者が120～130名おられたと思いますけれども、それぐらいの参加の中で非常ににぎわった大会でありました。

それから、11月8日、9日は、安全安心の道づくりを求める道路大会、それから治水事業の促進全国大会に参加してきました。

これはいつもでありますけれども、相馬の市長あたりがですね、首長の参加をいつも言われますので、今年の参加はですね、全国1,741市区町村ありますけれども、910名の市区町村長が集まったというような大会で、非常に盛り上がり非常にあった大会でありました。

それから11月10日、人吉高校の創立100周年記念式典に参加しておりました。

それから、11月13日から17日にかけては、各種大会がいわゆる12月の令和6年予算の閣議決定に向けた予算の、いわゆる獲得のための各種大会が開催され

るわけですが、その各種大会に参加をしております。特に今回はですね、山江村独自として、万江川特定砂防事業に関する要望活動を、これは建設課長も上京してもらいながら要望活動を行ったということです。県からは土木の村山局長、それから砂防課長が参加してもらっておりますし、4人で県選出の国会議員の方々、国交省の堂故副大臣のほうにもアポが取れまして、お願いをしてきましたし、砂防部長、それから保全課長あたりにもしっかりと要望活動を行ったということでございます。

その成果もあろうかと思えますけれども、令和5年度の補正予算が昨日、一昨日かな決まっておりますけれども、万江川の大規模特定砂防事業についてはですね、さらに3億7,000万円の補正予算が付いております。

それから、山江村の復興ポータルサイト収録と一番下に書いてありますけれども、今、ポータルサイト、私の対談という方式でポータルサイトの更新をさせてもらっておりますけれども、今回はやまえ栗のアンバサダーである平瀬祥子さんとの対談を行わせてもらったということで、平瀬祥子さん、日本一のやまえ栗と言う方は山江村内にもたくさんおられますが、この方がやまえ栗を称して、世界一のやまえ栗と言ってもらって、こっちもちょっとびっくりしたところでもありますし、大変重宝されながらやまえ栗を使ったスイーツを作っていただいているということでもあります。

それから、11月19日は、やまえ宝物収穫祭として、やまえ産業振興まつりを改めまして、名前を改めまして開催をさせていただきました。時代の趨勢の中でですね、農林産物だけが大量に集まるという時代ではなくなってきた。大量になかなか集めにくくなってきたということでございます。と同時に、文化協会の文化も共催をしますし、子どもたちの絵や、それから書道あたりの展示もやりますし、いろんな方々がにぎわう、いろんな立場でいろんな形で参加される産業祭というようなこともあり、いわゆる、山江村のいろんな宝物を一堂に集める収穫祭だというような意味において、やまえ宝物収穫祭として開催させていただいたということでもあります。

後ほど山江のですね、栗まつりの実行委員会の反省会の中で、栗まつりには山江村民の方々の参加が少ないんじゃないかというような指摘を受けました。ただ、栗まつりについては、栗を中心とした産業を、山江の経済をどう活性化させるかというイベントの理念といいますか、目的を持って開催するわけでありまして、参加される方々は、人吉球磨のみならず、半数ぐらいの方々は管外の方々が多くて、非常に購買力が高い、お金をいっぱい祭りで使ってもらうイベントという特徴がありますので、それはそれとしてやらせてもらっているというようなことを申したところ

であります。ただし、村民の方々が、やはり収穫祭として憩う祭りとしては、いわゆる産業振興まつりを位置づけておるところであります。いわゆる、あらゆる階層の方々が参加させてもらいながら、逆言うと、山江村民そのものも宝物でありますし、そういう1年間の慰労をする場として設けさせてもらっているところでもありますので、再度そういう趣旨を申し上げたところでもありますし、そういう意見が出るということは、やっぱり祭り、春のつつじ祭りもございしますが、そのイベントを開催する目的あたりをしっかりと皆さん方に伝えながら、また、しっかりと多くの方々参加してもらうような祭りにしていきたいと思っております。

ただ、やまえ宝物収穫祭はですね、3,500人ぐらいの参加がありまして、また大変にぎわった祭りでありました。この中で、実は有名人を呼んだほうがいいのかどうかというような話があったわけですがけれども、有名人を呼ばなくても山江の祭りは集まるよという意見もあります。有名人を呼んでやると200万円程度の予算が別に要るわけでもありますので、どういう形で行った方がいいかということも一つの課題として残ろうかと思っておりますけれども、今年は3,500人という大変にぎわった祭りだと大変感謝申し上げたいと思っております。

それから、20日から21日かけては、管内主軸事業要望として、町村会で来年度の予算を来年度の予算要望を行ってきたところでもあります。これは関係国会議員並びに関係省庁に出向いております。

それから、11月22日は山江村農業振興地域の整備促進協議会、要するに農振変更についての協議会が行われております。それから、山江村栗技術指導員の会議、ふるさと山江村定住奨励金の記念贈呈式、それからラッパ吹奏競技大会の激励会等も行っております。

それから、11月23日は、山江村フットパスの開会式とありますけれども、フットパス毎回ですね、20名から30名ぐらいの方々が、よそからも参加されながら山江の小道を歩いていただいているところでもあります。なかなか私も参加する機会がないというような中であって、11月23日には開会式に参加させてもらいながら、お礼と山江村のふるさとについてのご紹介をさせてもらったところでもあります。

それから、11月24日、第5回JR肥薩線再生協議会とございます。これについては、おおむねですね、合意が得られたということでもありますのでおつなぎいたしたいと思っておりますし、ただ、最終的な決定については、議会の予算をご決定いただくというような作業もあります。JR肥薩線については、今までもろもろと申し上げてきたところでもあります。災害復旧費総額は235億円要りました。そのうち河川や道路等の事業間連携による、要するに災害復旧費として国が159億円を災

害復旧費で支出する、いわゆる引きますといわゆる76億円が残り、これを改めて国と県とJRと市町村が負担するというようになっております。3分の1を県と市町村の負担、いわゆる25億円程度をですね、県と市町村が負担するというようなことであつたんですけれども、今回はその全額を市町村負担なしにイニシャルコストについては、いわゆる災害復旧費については県が負担して、全額負担するという事で、市町村の負担はなしという具合に決定をいたしております。ただ、ランニングコスト、いわゆる復旧したあとの運行経費については、投資的経費が4億1,000万円、消費的経費が3億3,000万円の7億4,000万円程度、いわゆる肥薩線を運行する経費が上下分離形式として要るわけでありまして、その投資的経費の、それから消費的経費のうちに県がですね、随分、特に消費的経費については85%を県が出しましょうという具合になりました。投資的経費は6分の5は県が出しましょうと、そうになりましたので、その残ったお金の市町村負担のうち、人吉が50%、八代市が30%、残り10市町村で20%となりました。従いまして、山江村の負担額が200数十万になる予定であります、年間の負担額がですね。随分県のほうが努力をしてもらいなうらということでありましたので、概ねの合意がなされたということでもあります。正式な決定はさらにJR肥薩線の再生協議会で決まっていくということになるかと思ひますし、来年度予算についてはまたお願いをするということになるかと思ひますので、よろしくお願ひします。

今後につきましては、新しいですね、協議会を立ち上げるということになっております。これについては国とJRと、それから地方自治体、我々も入るということです。現在のところ国とJRと県で協議がなされたということでもありますけれども、いよいよ我々も入りながらいろんな協議を進めるということでもありますし、しっかりした地元の復活に向けてのですね、熱意を伝えなくちゃいけないということになるかと思ひます。

ただ、現状を申し上げますと、なかなかJR九州については、いわゆる株式会社、株主もおられるということでもありますし、腰はまだまだ重いというような上京であります。しっかり、もしこのJR肥薩線がなくなったということを考えると、人吉市を中心とした観光業が大打撃を受けますし、山江村からも人吉の観光業にいっぱい努める方おられますので、そういう方々の職業についての心配もあります。従いまして、しっかりこのJR肥薩線を復活させるということについては、地域を挙げて盛り上げていくことが肝要であろうということを考えているところでございます。

それから、同じく人吉下球磨のですね、広域行政の定例会に参加した後に、追いかけて消防団の幹部研修に行っております。愛媛県と広島県方面でしたが、四国中央

市の防災センターでいろんな体験をしてきたということでもあります。それから熊本県の治水砂防境界の役員を仰せつかっておりますので、その役員研修で島原市、島原市のほうに行ったということでもあります。火砕流、土石流の模様をですね、普通入れないところを入りながら研修させていただきました。

それから、くま川鉄道の取締役会であります。これについては令和7年の秋を全線開通を目途に今、進んでいるということでもありますし、それから29日は、県の町村会長に新しく就任されました、竹崎芦北町長、会長と意見交換会を行っております。

それから、11月30日が子牛品評会でありました。子牛の価格非常に下落をしておりますけれども、ここにきて5万円程度回復をしたというような話を聞いております。

それから、12月1日、先ほど申し上げましたけれども、やまえ栗まつり実行委員会、栗まつりの反省会をしております。

それから、12月3日が球磨人吉消防ラッパ吹奏競技大会で、皆さん緊張されながらも良き経験をされたんじゃないかなろうかと考えたところでもあります。

それから、12月4日は球磨川流域治水協議会、いわゆるダムの川辺川流水ダムを中心とした緑の流域治水でありますけれども、環境影響評価準備レポートが、準備レポートですよ、公表をされております。今後山江村においては、12月20日にですね、その説明会をされながら、いろんな意見を聴取するというような手はずになっております。

そして、山江村交通指導員会議でありまして、昨日は12月5日ではありますが、山江村石蔵活用拠点整備検討委員会が行われております。山江村の大きな経済活性化のための石蔵活用拠点整備を行おうとしております。これについては、また先ほど申し上げましたとおり、農村RMOあたりと関連しながら、今後の山江村のあり方といいますか、方向をどう考えるかというような拠点整備のプロジェクトになりますので、その折にまた話をさせていただきたいと思っております。

本日提案をいたします議案につきましては、諮問案件が1件、一部改正を含む条例の制定案件が9件、令和5年度補正予算案件が7件の合計17件でございます。どうぞ慎重にご審議いただき、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます、長くなりましたけれどもあいさつとさせていただきます。

○議長（森田俊介議員） これで、村長の行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第5 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第5、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、諮問第1号についてご説明を申し上げます。

山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてでございます。

山江村人権擁護委員に次の者を推薦したいので、議会の意見を求めるというものでございます。令和5年12月6日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治といたしております。

表をあげておりますけれども、住所が山江村大字山田乙2521番地2、氏名が前田勝則氏であります。生年月日については、昭和32年1月10日でございます。

提案理由でございますが、任期満了に伴いまして、引き続き前田勝則氏を適任と認め、推薦をしたいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるというものでございます。

現職の山江村人権擁護委員であります前田勝則氏が、令和6年3月末をもって1期目の3年間の任期満了を迎えられます。これまでも実直さが持ち前でもございますし、非常に誠実な方でもございますし、本村の人権相談や人吉市、球磨圏域の人権擁護委員活動にご尽力をいただいているところでございます。ぜひ第2期目の続投もお願いしたいということを考え、推薦をしたいということでありますので、議会の意見を求めるものでございます。

人事案件でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

-----○-----

日程第6 議案第51号 山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、議案第51号、山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第51号についてご説明申し上げます。

山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。山江村簡易水道の設置等に関する条例を別案のとおり制定するものとするというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、適正な事業の運営を図るために、条例を制定する必要があるので提案するものでございます。

1枚開けていただきますと、設置等に関する条例を載せております。これについてはですね、国の公営企業会計の適用のさらなる推進に基づきまして、山江村簡易

水道事業における公会計を公営企業会計に移行するというものでございます。現在の会計は、現金収支の把握に重きが置かれているために、事業活動による収益や試算など把握しにくい部分があるということでございます。地方公営企業法と財務規定等を適用いたしまして、公営企業会計に移行することにより、収益、収支と資産的収支に区分して経営状況や資産の状況を明確に把握ができるということでございますので、本条例を制定するものでございます。いわゆる、役場が行っております単式会計からですね、複式会計、バランスシートといわれるものに変えていきながら、資産もしっかり見通すというものでございます。この条例は、令和6年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

**日程第7 議案第52号 山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定  
について**

○議長（森田俊介議員） 日程第7、議案第52号、山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第52号についてご説明申し上げます。

山江村簡易水道事業の剰余金処分等に関する条例の制定についてでございます。山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、適正な事業の運営を図るために、条例を制定する必要があるので提案するというものでございます。

1枚開けていただきますと、処分等に関する条例でございますけれども、これにつきましては、剰余金の処分に関し必要な事項を定めるということでございますが、事業年度ごと利益が生じた場合への処分の方法及び積立金の運用を明記いたしまして、適正な事業運営を図るというものでございます。この条例につきましても令和6年4月1日から施行するというものでございます。

-----○-----

**日程第8 議案第53号 山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定  
について**

○議長（森田俊介議員） 日程第8、議案第53号、山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第53号についてご説明を申し上げます。

山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてでございます。山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、適正な事業の運営を図るため、条例を制定する必要があるので提案するというものでございます。

1枚開けていただきますと、設置等に関する条例でございますが、国の公営企業会計の適用のさらなる推進に基づき、会計を公営企業に移行するというものでございますが、内容につきましてははですね、簡易水道と同様でございます。

-----○-----

**日程第9 議案第54号 山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第9、議案第54号、山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第54号についてご説明申し上げます。

山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてでございます。山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、適正な事業の運営を図るために条例の制定をする必要があるので、提案をするというものでございます。

1枚開けてもらおうと、剰余金の処分等に関する条例でございますが、いわゆる農業集落排水事業における剰余金の処分に関して、必要な事項を定めるというものでございまして、内容につきましては、簡易水道事業と同様でございます。

-----○-----

**日程第10 議案第55号 地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第10、議案第55号、地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第55号についてご説明申し上げます。

地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例を別案のとおり

制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、山江村簡易水道事業及び農業集落排水事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用することに伴いまして、関係条例を整備する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、整備に関する条例でございますし、一番後ろのほうには、新旧対照表を添付しております。この議案につきましては、先ほど申し上げました本村の簡易水道事業及び農業集落排水事業を地方公営企業法に適用すると申し上げてきましたけれども、それに伴いまして、関係条例を整備するというものでございます。

-----○-----

#### 日程第11 議案第56号 山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第11、議案第56号、山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。

山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、人事人勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じた改定を行うに当たりまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございますし、給与表もその後載せております。そして新旧対照表を後ろのほうに添付させてもらっているということでございますが、これにつきましては、毎年お願いしております民間給与等の格差を埋めるために、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じまして、上位法である一般職の職員の給与に関する法律の一部改正ということに伴いまして、本条例の一部改正を行うということをお願いしたところであります。

内容についてはですね、月例給を平均1.1%、初任給で高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円及び令和5年12月期の期末勤勉手当をそれぞれ0.05月分ですね、引き上げるというものでございます。また新しく在宅勤務手当というのを新設をするというものでございます。施行日につきましては、公布の日とするものでございますけれども、一部の規定は、令和6年4月1日とするものでございます。

-----○-----

日程第 1 2 議案第 5 7 号 山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 2、議案第 5 7 号、山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 5 7 号についてご説明申し上げます。

山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村公告式条例等の一部を改正する条例を別案のとおり制定するものとするものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただきますというものでございます。

1 枚開けていただきますと、改正する条例でありますし、その次のページには新旧対照表を添付させてもらっているということでございますが、これにつきましては、上位法が変わったということでありますので、その規定に伴いまして改正するということではありますが、押印の省略であります。六つの条例につきまして、その押印が省略するというような一部改正するというものでございます。施行の日につきましては、公布の日とするものでございます。

-----○-----

日程第 1 3 議案第 5 8 号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第 1 3、議案第 5 8 号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） 議案第 5 8 号についてご説明を申し上げます。

山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の公布に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をするというものでございます。

1 枚開けていただきますと、一部を改正する条例でございますし、後ろのほうに

は貸借対照表を参考いただければと思います。上位法の一部改正に伴います条例改正でございます。出産する予定、または出産した被保険者に係る産前・産後期間4カ月間分の国民健康保険税の所得割額及び均等割額の減免の規定を追加するというものでございます。なお、施行日につきましては、令和6年1月1日とするものでございます。

-----○-----

**日程第14 議案第59号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第59号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第59号についてご説明を申し上げます。

山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）の一部を改正する条例を別案のとおり制定するというものでございます。本日提出でございます。

提案理由でございますが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の施行規則の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正する必要があるために提案をさせていただくというものでございます。

1枚開けていただきますと、改正する条例でございますし、新旧対照表をその後添付させてもらっております。

今条例につきましては、いわゆるこれも上位法の一部改正に伴いまして、本村の条例も一部改正する必要があるためにご提案をさせていただくというものでございます。内容についてはですね、認定こども園法の項のずれを訂正するものや、既存の規定の不備を補正するため、条文の追加修正により法律の一部改正が行われております。これを受けて本村の条例も一部改正するというものでございます。施行日につきましては、公布の日からとするものでございます。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を午前11時20分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

-----○-----

#### 日程第15 議案第60号 令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第60号、令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第60号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）でございます。令和5年度山江村の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,653万3,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億5,287万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、地方債の補正でございますが、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、総務課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それでは、議案第60号について説明をいたします。

1 ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、主なものについて説明をいたします。

款14、国庫支出金、村道舗装工事や公共土木、農業施設の災害復旧工事に伴います国庫補助金など、3億2,455万2,000円を追加するものでございます。

款15、県支出金、球磨川流域復興基金交付金など311万9,000円を追加を

するものでございます。款17、寄附金、企業版ふるさと納税寄附金、430万円を追加するものでございます。款20、諸収入、過年度分の球磨川流域復興基金交

付金や後期高齢者医療療養費負担金の超過分など、836万2,000円を追加するものでございます。款21、村債、村道舗装工事、河川浚渫工事及び万江体育館空調設備等整備工事に伴います村債など、4,660万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に3億8653万3,000円を追加をいたしまして、59億5,287万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。歳出でございますが、主なものについて説明をいたします。

款2、総務費、議場のエアコン取替工事や戸籍システム改修委託料など、1,282万2,000円を追加するものでございます。款3、民生費、放課後児童健全育成事業補助金や住まいの安全確保支援事業補助金など、595万7,000円を追加するものでございます。款4、衛生費、すこやか子ども医療費助成金など184万4,000円を追加するものでございます。款5、農林水産業費、地域計画現況地図作製委託料や優良家畜導入保留奨励金など282万2,000円を追加するものでございます。款6、商工費、温泉センターの不動産鑑定評価委託料など、197万7,000円を追加するものでございます。款7、土木費、河川浚渫工事の測量設計業務委託料や村道舗装工事請負費など、4,435万1,000円を追加するものでございます。款9、教育費、万江体育館空調設備等整備工事請負費など2,908万6,000円を追加するものでございます。

3ページをご覧ください。款10、災害復旧費、河川災害復旧工事測量設計業務委託料や公共土木及び農業施設の猜疑復旧工事請負費など、2億9,900万1,000円を追加するものでございます。款12、予備費を1,139万円減額をいたしまして、歳出合計、補正前の額に3億8,653万3,000円を追加をいたしまして、59億5,287万5,000円とするものでございます。

4ページをお願いします。第2表、地方債補正でございます。1、追加でございますが、起債の目的、万江体育館空調設備等整備事業、限度額を2,460万円とするものでありまして、起債の方法、利率、償還の方法は起債してあるとおりでございます。

続きまして、2、変更でございますが、起債の目的、河川浚渫事業、補正前の限度額3,000万円を補正後の限度額3,900万円に、道路新設改良事業、補正前の限度額4,270万円を補正後の限度額5,650万円に、消防施設整備事業、補正前の限度額4,260万円を補正後の限度額4,180万円にするものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第16 議案第61号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第2号)

○議長(森田俊介議員) 日程第16、議案第61号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。  
村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第61号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)でございます。  
令和5年度山江村の特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長(森田俊介議員) 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長(今村禎志君) それでは、議案第61号につきましてご説明いたします。

1ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては補正ございません。

歳入合計、補正前の額と同額の4億5,821万7,000円でございます。

次に、2ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款1、総務費につきましては、産前・産後期間の国保負担軽減に伴いますシステム改修費132万円を増額するものであります。款6、保健事業費につきましては、会計年度任用職員の手当等に係る枠、1万3,000円を増額するものでございます。款10、予備費につきましては、133万3,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額と同額の4億5,821万7,000円でございます。以上、ご説明を終わります。

-----○-----

日程第17 議案第62号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算(第2号)

○議長(森田俊介議員) 日程第17、議案第62号、令和5年度山江村特別会計簡易

水道事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第62号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）でございます。令和5年度山江村の簡易水道事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ530万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,486万5,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条でございますが、地方債の変更は「第2表 地方債補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、議案第62号について説明いたします。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款9、村債、簡易水道事業債など530万円を追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に530万円を追加しまして、1億6,486万5,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出、款1、総務費、職員手当など、8万8,000円を追加するものでございます。款2、簡易水道事業費、中央地区簡易水道施設整備工事請負費など、350万円を追加するものでございます。款5、予備費を58万8,000円減額するものでございます。款6、災害復旧費、簡易水道施設の復旧工事請負費、230万円を追加するものでございます。

歳出合計、補正前の額に530万円を追加し、1億6,486万5,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。第2表、地方債補正、1、変更、起債の目的、簡易水道事業、補正前の限度額3,500万円を補正後の限度額3,800万円に、簡易水道災害復旧事業、補正前の限度額120万円を350万円に変更するものでございまして、補正後の起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第18 議案第63号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算

(第2号)

○議長(森田俊介議員) 日程第18、議案第63号、令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長(内山慶治君) それでは、議案第63号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)でございます。令和5年度山江村の特別会計農業集落排水事業補正予算(第2号)は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,238万6,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容については建設課長が説明いたします。

○議長(森田俊介議員) 蕨野建設課長。

○建設課長(蕨野昭憲君) それでは、議案第63号についてご説明いたします。

1ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、款1、分担金及び負担金、加入負担金を50万円追加するものでございます。

歳入合計、補正前の額に50万円を追加し、1億6,038万6,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。歳出、款1、総務費、職員手当など6万1,000円を追加するものでございます。款2、農業集落排水事業費、核施設の光熱水費など120万円を減額するものでございます。款3、公債費、農業集落排水事業債利子を18万8,000円追加するものです。款4、予備費、予備費を145万1,000円追加するものです。

歳出合計、補正前の額に50万円を追加し、1億6,238万6,000円とするものでございます。

以上で説明を終わります。

-----○-----

日程第19 議案第64号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)

○議長(森田俊介議員) 日程第19、議案第64号、令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算(第2号)を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第64号についてご説明申し上げます。

令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）でございます。令和5年度山江村の特別会計介護保険事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加をいたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5億5,863万3,000円とするものがございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものがございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第64号につきましてご説明いたします。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましてご説明申し上げます。款3、国庫支出金につきましては、介護サービス報酬改定に伴うシステム改修費補助金、52万8,000円を増額するものがございます。款7、繰入金につきましては、一般会計からの繰入金でございまして、システム改修に伴う国庫負担金52万8,000円と同額を増額するものがございます。

歳入合計、補正前の額に105万6,000円を増額し、5億5,863万3,000円とするものがございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出の主なものにつきましてご説明いたします。

款1、総務費につきましては、介護サービス報酬改定に伴うシステム改修費、105万6,000円を増額するものがございます。

歳出合計、補正前の額に105万6,000円を増額し、5億5,863万3,000円とするものがございます。

以上、ご説明を終わります。

-----○-----

日程第20 議案第65号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算  
（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第20、議案第65号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第65号についてご説明申し上げます。

令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）でございます。令和5年度山江村の特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、健康福祉課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それでは、議案第65号につきましてご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては補正ございません。

歳入合計、補正前の額と同額の4,569万5,000円でございます。

次に、2 ページをご覧ください。歳出につきましてご説明いたします。

款1、総務費につきまして、保険料の口座振替手数料の増に伴いまして、3,000円を追加するものでございます。款4、予備費につきまして、3,000円を減額するものでございます。

歳出合計、補正前の額と同額の4,569万5,000円でございます。以上、説明を終わります。

-----○-----

日程第21 議案第66号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算  
(第2号)

○議長（森田俊介議員） 日程第21、議案第66号、令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第66号についてご説明を申し上げます。

令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）でございます。令和5年度山江村の特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）は、次に定めるところによるとするものでございます。

歳入歳出予算の補正でございますが、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ既定の額とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。本日提出でございます。

内容につきましては、企画調整課長が説明いたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それでは、議案第66号についてご説明いたします。

1 ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入につきましては補正前の額と変わらず、既定の額である2億9,118万9,000円でございます。

2 ページ目をお開きください。歳出、款1、総務費、先進地研修旅費として40万円追加、款4、予備費、40万円減額しまして、歳出合計につきましては、補正前と変わらず既定の額である2億9,118万9,000円でございます。以上、説明を終わります。

○議長（森田俊介議員） これで提案理由の説明は終わりました。

また、9月議会で定例会以降、要望書等が1件提出され、議会へ届いております。この件につきましては、それぞれ議員各位へ資料を配付とすることにしております。

以上で、本日の日程は終了しましたので、散会といたします。

ありがとうございました。

-----○-----

散会 午前11時44分

第 2 号

1 2 月 7 日 ( 木 )

## 令和5年第8回山江村議会12月定例会（第2号）

令和5年12月7日  
午前10時00分開議  
於 議 場

### 1. 議事日程

日程第1 一般質問

### 2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

1番 白川俊博君	2番 北田愛介君
3番 本田りかさん	4番 中村龍喜君
5番 赤坂修君	6番 横谷巡君
7番 立道徹君	8番 西孝恒君
9番 久保山直巳君	10番 森田俊介君

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

### 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

-----○-----

#### 日程第1 一般質問

○議長（森田俊介議員） 本日は、会期日程第2、一般質問となっております。

お手元に配付してありますとおり、4名の議員から一般質問の通告がなされております。通告の順に従いまして許します。

なお、会議規則による発言時間は、質問・答弁合わせて60分といたしますが、質問される議員におかれましては、提出された通告の内容に沿って、適切な質問をしていただきますよう要望します。また、質問の際に、答弁の繰り返しにならないようにご注意をお願いいたします。一方、執行部におかれましても簡潔にわかりやすく答弁をいただくよう、よろしくをお願いいたします。

それでは、はじめに1番、白川俊博議員より、1. 道路及び安全施設の整備について、2. 公営住宅の整備について、3. 農業施設の維持管理と整備についての通告が出ております。

白川俊博議員の質問を許します。1番、白川俊博議員。

#### 白川俊博議員の一般質問

○1番（白川俊博議員） おはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、1番議員、白川が質問いたします。

内容は、先ほど議長からありましたけれども、道路及び安全施設の整備について、そして、公営住宅の整備について、最後に農業用施設の維持管理と整備についての3点通告をしておりますので、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

それでは、通告書に従いましてまず1点目、道路及び安全施設の整備について質問いたします。

本村の通学路については、ご承知のとおり、山江村ホームページに、山江村通学路交通安全プログラムとして掲載されております。平成27年に策定され、村内の小中学校の通学路において、関係機関と連携し、児童生徒の安全確保に向けた取り組みが紹介されております。村内の通学路点検は、小中学校及び保護者などから、危険箇所等の把握や改善に向けた要望などを受けて行われるもので、これにかかわる関係機関等が合同で年に1回実施され、その点検結果から整備などが必要なハー

ド対策、また、交通規制や安全指導など、ソフト対策の具体的なメニューが検討されております。

先の9月議会定例会においての一般質問の中で、令和5年度の点検箇所は、山田地区が14カ所、万江地区6カ所と回答があり、注意喚起などのソフト面での対応の検討を行ったとのことでした。その合同点検でハード面の対策の検討があったのか。その後対応策で実施したのか、また、ソフト面での対応は具体的にどうされたのか、お尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。令和5年度の通学路点検実施箇所数につきましては、議員のおっしゃるとおり20件でございます。道路別で分類しますと、県道相良人吉線が3件、県道坂本人吉線が5件、村道が12件となっております。

また、内容別に分類しますと、路側帯、歩道が狭いが5件、歩道がないが2件、被り木や除草に関するものが7件、大型車両通行やスピードに関するものが10件、防犯灯が6件、横断歩道設置場1件、見通し不良等が4件、大雨時災害危険箇所が4件、横断歩道等のライン引き直しが1件、信号待ちの待機場所が1件、動物等の出没が1件、側溝の管理が1件となっております。

なお、一つの点検箇所で複数の要望があげられているものもありますので、内容別の件数は43件となっております。9月の議会定例会の一般質問でお答えしたのにつきましては、対応状況に大きな変化はございませんので、今回は省略させていただきますが、関係機関で即対応可能なものにつきましては対応をいただいております。

また、各学校からは子どもたちへの登下校指導や注意喚起を行っているところで、ハード面につきましては、予算等も伴いますので、進んでいないというところもございますので、各関係機関において今後も検討をされていくところでございます。

1点だけ9月議会定例会後の動きとしまして、県道相良人吉線の1分団詰所前付近の横断歩道新設及びタクルー事業所前までのグリーンベルトの設置につきましては、山江村、山江中学校、山田小学校PTAと関係機関の連盟で、横断歩道設置につきましては人吉警察署へ、グリーンベルトにつきましては、熊本県球磨地域振興局長への要望書を提出しているところであります。

なお、本年度実施した通学路点検の結果につきましては、熊本県や人吉警察署、建設課等の関係機関と協議検討を行っておりますが、その中で要対策箇所として、先ほどの横断歩道の設置と万江体育館付近の側溝管理を新たに追加し、山江村役場

のホームページに掲載しているところがございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいま説明いただきました。関係機関等で注意喚起など、必要な箇所のソフト対策については早急に対応いただいたと思っております。また、グリーンベルトなど県へ、それから歩道の 신설は警察へということで、対応もされて協議されているということで、なかなか予算を伴う箇所や用地の確保など、期間を伴う対応などについては、今後ですね、計画的に対応をお願いしたいものがございます。点検後の対策に当たっては、関係機関との共有、対策改善に向けての連携が必要になってまいります。

また、先ほど申したように、予算措置や用地問題など、第三者などの協力が欠かせない課題と思っております。今回策定しております通学路交通安全プログラムの中に、各小中学校ごとの通学路において、諸問題があり、合同点検後に改善されない要対策箇所が明記されております。山田小学校が6カ所、万江小が4カ所、山江中学校が3カ所となっておりますが、点検後に検討され対応されたのかお尋ねしますが、例えば、山田小学校の通学路で、国道445の蕨原地区と村道山江錦線の通称赤坂付近等ではですね、横断歩道の区画線が消えかけているので引き直しを検討と記載、それから、村道日向瀬小山田線は、令和2年の災害復旧箇所とあり、また、山江中学校の通学路では、村道山江錦線の歩道部の舗装が傷んでいるとありますが、例えば、線の引き直しの対応は早急に可能ではないでしょうか。それから、著しく傷んである歩道は、補修対応などそれほど経費がかからない軽微整備は可能ではないだろうかと思うところがございます。

また、その要対策箇所がありますが、本村が事業主体となる路線や整備箇所は、それぞれ対応を検討されたのか。予算等の措置なども検討されたのか、それに事業主体が熊本県もしくは警察とありますが、対応の進捗状況などをお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 一二三教育課長。

○教育課長（一二三信幸君） それではお答えいたします。先ほどのホームページで公表している本年度分を含む要対策箇所は、総数で13件であります。国道・県道等の歩道等の設置にかかるものが3件、路面舗装や側溝等の管理が3件、中央線や横断歩道等のラインの引き直しが1件、横断歩道の設置が1件です。村道におきましては、路面等の舗装が1件、中央線や横断歩道等のラインの引き直しが1件です。また、令和2年7月豪雨災害にかかる復旧関連が、県道・村道合わせて3件となっております。

通学路点検だけではなく地区懇談会等でもご意見をいただいているところもあり、熊本県や人吉警察署にもその都度要望しているところでもあります。実施主体は熊本

県となりますが、県道坂本人吉線の柳野神園間の歩道整備につきましては、平成24年度の通学路点検後から要対策箇所にあげられております。現状では歩道の整備は難しいということで、グリーンベルトの設置などによる対応となっているところでは、山江村が管理する部分につきましては、予算の確保を行い、順次実施していくということでもあります。また災害復旧箇所につきましては、現在最優先課題として復旧工事を実施しているところでもありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今ほど回答いただきましたけれども、確かに災害復旧事業を優先的に進められたということもございます。対応可能な部分もあり対応されたとのことでございますけれども、今後でもですね、対応をどうぞよろしく願いいたします。

本村の通学路交通安全プログラムに掲載してあります要対策箇所一覧を見ますと、全く対応をしていなく、対策を施していないとみられます。一部など部分的に対応されたものは、対策内容のところに説明書きが必要ではないでしょうか。通学路対策がなされていないように見受けられますので、記載の方法などを検討していただければと思うところがございます。

また、事業主体が熊本県であったり警察であったり、用地が絡むものであったり優先順位が後回しになるなど、さらに経費がかかり、年次的に整備するなど、なかなか対応策が進まないのが現状かと思えます。児童生徒を守る通学路の整備は、関係機関が連携し、安全確保を進めるのが優先と思えますので、事故が起きてからでは取り返しができません。是非ですね、対策の進捗状況を確認され、今後も対策を進めていただきたいものがございます。

次に、通学路対策でも検討すべき箇所がある、本村を縦断する2本の県道でございます。相良人吉線、それから坂本人吉線でございますけれども、2路線ともにご存じのとおり、貫通を目指して関係市町村で期成会を結成しまして、要望活動を行っておられますけれども、なかなか地形や用地などの諸問題があり、貫通については進んでいないのが現状かと思っております。その2路線とも道路管理者である熊本県が維持管理を行っており、災害復旧事業とは別に、毎年橋梁の整備であったり、歩道や側溝の道路整備、注意喚起の安全施設の整備等を実施されておりますが、先ほど通学路対策で進捗状況と重複するかもしれませんが、県道においての近年整備した事業内容や整備箇所をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。山江村には、山田地区、万江

地区にそれぞれ県道が南北に縦断しております。この2本の道路は未開通道路で、関係市町村で期成会を組織して、早期貫通と改良箇所の整備を促進するため要望活動を行っているところでございます。

先ほど議員申されましたとおり、県道相良人吉線と県道坂本人吉線でございます。まず県道相良人吉線につきましては、相良村を起点に山江村の山田地区を通過し、人吉市が終点の全延長17.1キロ、うち全体の約70%を占める12.2キロが山江村区間を通る路線でございます。

ご質問の県が実施いたしました近年の整備箇所についてはということでございますが、令和4年度と5年度についてお答えいたします。令和4年度が大川内地区の道路改良工事施工に伴います建物等の調査、それから尾崎地区の道路改良、それから湯原番慶地区から一丸地区にかけての交通安全対策の3カ所、それから、令和5年度につきましては、尾崎地区の道路舗装、それから現在施工中でございますが、大川内地区の道路改良の2カ所でございます。

また、県道坂本人吉線につきましては、八代市を起点に山江村の万江地区を通過し、人吉市が終点の全延長38.9キロ、うち全体の約54%を占める20.9キロが山江村区間を通る路線でございます。この路線で県が実施しました整備箇所につきましては、令和4年度が向鶴地区の道路舗装補修を2カ所、それから神園地区の交通安全対策、それから白岳地区の交通安全対策、それから白岳地区の災害防除の4カ所、それから令和5年度が、淡島地区の道路災害関連といたしまして、護岸復旧、それから道路嵩上げ、それから神園地区の道路舗装補修、それから同地区の交通安全対策、白岳地区の災害防除の4カ所を整備したところでございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今ほど回答いただきましたけれども、熊本県もですね、本村と同じように、令和2年の発生後、災害復旧工事が優先となり、県道への維持管理となる整備はなかなかできなかったと思いますけれども、道路の実情を確認され対応していただいたことにつきましては、感謝しているところでございます。

山江村からも県道への整備については、優先順位をつけながら球磨地域振興局へ要望されていると思いますが、幹線道路でもあり、本村の主要道路でもありますので、安全に道路が利用できるようにさらなる要望を願うところでございます。

先の質問で伺ったように、通学路対策でも県道への安全対策は小中学校の通学路となっておりますので、おのずと対応、対策が求められております。県道坂本人吉線においては、先ほど教育課長からもありましたけれども、万江小学校付近の歩道の新設や側溝の整備の要望もあり、側溝整備や舗装、補修は一部ではございますが、部分的に危険箇所など優先順位にて整備されておりますが、用地が絡むものや橋梁

への歩道新設は事業費がかかりなかなか進まないような現状だと思います。舗装整備がされているところは、センターラインや路側線は整備されておりますが、路面が荒れている部分はラインがはっきりしておりません。夜間の通行に支障を来す部分もありますので、状況を確認され、優先順位はあろうかと思えますけれども、引き続きの要望をしていただければと思うところでございます。

一方、県道相良人吉線においても舗装、補修や側溝整備、区画線や安全施設の整備の要望がございますが、これも毎年のように、先ほど建設課長のほうからありましたけれども、区間々ごととかですね、箇所ごとに整備をいただいているところで、先週ですけれども、味園一丸地区の区間においてもですね、中央ラインが整備され、ありがたく思っているところでございます。

年々車の交通量も増加し、通学路も危険となっております。そこで、この相良人吉線への歩道整備の要望でございます。整備区間は元JAの選果場前付近からですね、役場までの区間です。ご承知のとおり、県道への歩道は整備されておりますが、県道の反対側、西側のツツジが植栽されている緑地帯への歩道の新設の要望でございます。この県道も小中学校の通学路、特に山江中学校の自転車通学路となる道路でございます。現在は植栽の手入れがしてあり、支障なくみえますが、植栽の手入れが行き届かない春から夏場にかけては、枝木が繁茂し、車道側へ伸びまして、自転車通学へ影響し、乗用車が自転車を追い越していく際は危険で、特に大型車漁が追い越していく際は事故が起きてもおかしくない現状でございます。以前ですね、交通指導員さんが、早朝の立番の際、何度もその光景を目の当たりにしたと聞くところでございます。危険防止のためツツジが植えてある緑地を撤去し、歩道整備を要望してはと思っているところでございます。

また、村が主催します栗まつりや、先日行われました宝物収穫祭などのイベント時も、山江中学校、またいずれは中央グラウンドとなる仮設団地を駐車場となると思いますが、現在は送迎バスを利用されておりますが、歩かれる方もおられ、相当な人が利用すると思えます。こういう実情を踏まえまして、山江村としてどうお考えかお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えをいたします。県道相良人吉線の役場入り口から、「時代の駅むらやくば」付近、選果場跡もございしますが、付近までの人吉から山江村に向かいますと、道路左側の道路敷きの植え込み部分がございしますが、この部分を歩道にできないかという質問であるかと思えます。

この道路はですね、ご承知のとおり県道でございますので、その維持管理については熊本県、球磨地域振興局が行っているところでございます。この区間につきま

しては、右側部分は歩道が設置しているところでございますが、左側部分につきましては、先ほど申されましたとおり、植え込みがあり通行できない状況でございます。この歩道の設置につきましては、地域づくり懇談会の中でもですね、村民の方から要望があったところでございます。また植栽されております植え込みの手入れについても要望があったところでございます。

村といたしましてもこの交通安全の対策、それから通学路としての対策、それからイベント時の臨時駐車場までの、先ほど議員が申されましたとおり行き来などございますので、この歩道の必要性をですね、県に伝えまして、整備について要望していきたいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） それでは私のほうからもお答えいたしますが、これは第5区の地域懇談会の中からも強く要望がなされておりました。県管理道路であります相良人吉線でありますので、土木部長に私のほうからも直接要望させてもらいたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ありがとうございます。直接要望されるということでありありがとうございます。県道は県の管理の下、整備や改良、改修が実施されますが、利用するのは地元住民でありまして、管理する球磨地域振興局もですね、行き届かない面もあるかと思えます。現在ツツジが植栽されている箇所も県道に隣接します民家の方がボランティアで手入れをされております。また先ほど建設課長からもありましたけれども、現在歩道のあるところの植木の手入れも、毛虫がついていたと、駆除に大変ですから撤去できないかという意見もございました。いろいろな面をですね、考慮していただき、住民が安心安全に暮らせるよう環境の整備を検討されて、先ほどありましたけれども要望をよろしく願いいたします。

それでは、次に公営住宅の整備についてと通告しておりますので、現状と今後の対応について質問をさせていただきます。村内には現在11団地の村営住宅が整備されまして、それぞれの団地で生活をされておりますけれども、各団地の建築年、耐用年数をお伺いいたします。また、耐用年数を経過している団地はどの団地か、併せてお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。議員申されましたとおり、村内には村営住宅が11団地ございまして、令和5年3月末で161戸に522人が入居されている状況でございます。ご質問の各団地の建築年及び耐用年数についてでございますが、耐用年数につきましては、公営住宅法施行令の規定に基づき、つ

けておりますが、林田団地が45年、それから他の10団地につきましては30年でございます。それから各団地の建築年度につきましてはですけれども、新寺ノ下住宅が昭和48年度、それから林田団地が昭和49年度、北永シ切住宅が昭和58年度から60年度、それから特交地に住宅がございますが、これについては平成15年度、それから城内団地が平成10年度、それから柳野団地が平成8年度、蓼原団地が平成11年度、堂園団地が平成13年度、井手ノ口団地が平成21年度から22年度、新城内団地が平成24年度、蕨野団地が平成29年度、中鶴団地が令和4年度でございます。耐用年数を経過しております団地ということでございますけれども、新寺ノ下住宅、林田団地、北永シ切住宅の3団地が耐用年数を経過している住宅でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今それぞれの団地の建築年、それから耐用年数を答弁いただきました。その中で建築年が古く、昭和に建築された先ほど課長が申しましたけれども、新寺ノ下団地、林田団地、北永シ切住宅が建築年数が経っており、耐用年数を経過している現状のようでございます。北永シ切住宅は団地住民の方々の要望によりまして、譲渡と併せて改修が済んでおりますけれども、他の2団地については、今年の6月議会の定例会の一般質問において回答があってございましたが、築約50年を経過した2団地については、山江村公営住宅長寿命化計画において、改修及び建て替えを計画予定し、今年度から取り組む予定であったが、災害復旧を優先して進めてきたため見送ってきたとの答弁でございました。災害復旧工事も約9割強の発注済み、また、工事竣工は約8割弱の進捗率と伺っております。残りの復旧工事等もありますが、耐用年数を経過した住宅は老朽化に不安なところもでございます。住宅に居住されている方々も気にされているところでございます。改修等の年度計画の情報提供は必要ではないでしょうか。整備に必要な安定的な財源確保など、諸問題があると思いますが、現時点での事業の計画をお聞かせねがえればと思っております。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。耐用年数を経過しております先ほどの3団地についてでございますが、山江村公営住宅等長寿命化計画の事業スケジュールに基づきまして、先ほど議員申されましたとおり、北永シ切住宅につきましては、平成29年度に一部の住宅について譲渡処分を行ったところでございます。また、新寺ノ下住宅及び林田団地につきましては、同計画において新寺ノ下住宅については改修、林田団地については建て替えを予定しているところでございますが、両団地とも老朽化の状況が著しいことから、新寺ノ下住宅の建て替えも視野

に入れ、現在検討している状況でございます。

まずは令和6年度に入居者の意向調査、建て替えプランや建設地、現在の場所にするのか、また別の場所にするのかなどの検討をですね、行った上で、建て替え基本計画をまず策定したいと考えております。その計画に基づきまして、令和7年度から具体的な整備に向けた取り組みを行いたいと考えている状況でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、課長の答弁で来年度、令和6年度から意向調査をすると、それからそれに伴いまして令和7年度から具体的ということでございますので、是非ですね、計画を進めていただければと思います。地震国の日本では特に熊本は大きな地震も以前発生しております。耐用年数の経過の住宅の改修、建て替えは喫緊の課題であり、早急に取り組まなければならないと考えているところでございます。

建て替え、改修もですけども、公営住宅の整備と併せてですね、仮設住宅の譲渡、それから再利用についても検討してはよいのではないかと考えているところでございます。いずれにしても公営住宅の改修事業は、現在住んでおられる方々の理解と協力が必要になろうかと思えます。そのためには早期の計画など説明が必要になってくると思えますので、いろいろな課題を整理され、事業計画、そして実施と進めていただければと思うところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは最後の質問になりますけれども、農業施設の維持管理と整備についてを通告をしておりますので、質疑をさせていただきます。

今年も猛暑日が続く異常気象と言っても過言ではない夏が過ぎまして、そしてあつという間に秋を終え、冬を迎えた季節となったところです。それぞれの作物の収穫が終わり、一段落のところですが、本村の特産の栗の収穫に関しましては、例年になく収量が少なく、不作であったと聞きます。

一方、しかしながらですね、米の収穫については、九州農政局の作況指数による熊本県の指数はやや良とのこと、本村においても昨年より収穫があったという農家の方が多かったと聞きますが、夏の猛暑による高温障がいで、一等米の比率が過去最低であったとも聞きました。が、全般的にですね、成育の期間中の天候にも恵まれ、水不足や害虫被害がなかったのも収量増への一因ではないかと考えているところでございます。

また、作付けが行われる水田や関係する用排水路の管理についても、春先の井堰ごとの溝さらえや周辺の草刈りなど受益者の方々が作業をされ、稲作に支障がないようそれぞれ日常的に手入れをされているからの収量増だと思っているところでございます。また近年は病害虫防除にもドローンによる散布防除も実施されまして、

地域においては一斉防除など効率的な作業により、稲の生育にも効果をもたらしたのではないかと考えているところでございます。

本村の農業の主要となる稲作水田を見ても、昭和40年、50年から始まった圃場整備は、長年経過をしまして圃場全体が老朽化し、地区ごとの施設といった用排水路は年数とともにそれぞれの団地において支障を来している箇所もございます。整備後、経年劣化等により農道等の破損、用水路、排水路の漏水など、一部の地域で発生しているところでございますけれども、村当局の農業振興への対応により、多面的機能支払事業によって、関係農家の方々の意見、要望を受け、補修、修繕を実施されていることは大変感謝しているところでございます。そこで、限られた予算の中で、長寿命化事業により近年実施された主な整備内容等をお伺いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは白川議員のご質問にお答えいたします。議員が申されました多面的事業につきましては、多面的支払交付金というものを活用いたしております。これにつきましては、農業や農村が持つ多面的な機能の維持や、機能発揮を図るための地域の共同活動を支援し、地域資源の適切な保全管理を推進する目的で設立された助成金制度となっております。農村の過疎や農業従事者の減少を受けて、地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源、農地や水路、農道等の質的向上を図る活動を支援するものとなっております。

多面的機能の事業につきましては、本村におきましては、山江村農地・水・環境保全組織が運営をされており、事業の計画や交付金の申請などの運営は運営委員会において業務をされているということでございます。所管課が産業振興課ということでございますので、職員も担当1名付けております。財源につきましては、国庫補助が2分の1、県の補助が4分の1、村が4分の1ということで、それぞれ支出をしております。本年度の予算につきましては、約1,730万円となっております。

交付金の処理につきましては、農地維持交付金、これは共同で泥上げ作業や除草作業をされたときにかかる経費、もう一つが資源向上支払交付金ということで、こちらが議員が申されました長寿命化のための活動となっております。長寿命化のために活動につきましては、令和に入ってからを申し上げますと、まず令和元年度が西山下地区、梅木地区、桑原田地区の水路改修の設計業務委託ということで約373万円ほどと、令和2年度が先ほど申しました3地区の設計業務委託の変更等を行っております。本体工事につきましては、豪雨災害等がありましたので、入札をされたということですが、不落ということでお聞きをしております。

令和3年度につきましては、西山下、梅木、桑原田、先ほどから言っております設計したところの水路の改修工事、また、その他地区の簡易的な法面の補修や水路の改修工事ということで、予算につきましては、令和2年度からの繰越も含めまして1,170万円ほどを支出されております。

令和4年度につきましては、令和3年度からの事業ということで、梅木、桑原田の水路改修工事、また、その他の地区の水路の嵩上げやですね、転落防止策の設置ということで、こちらも令和3年度からの繰越の予算も含めまして、1,118万円ほど支出されております。令和5年度につきましては、梅木の水路改修ということで、約610万円ということになっております。

この長寿命化の予算につきましては、約800万円ほどを想定し要望を行っておりますけれども、現時点では、ここ数年80%ほどの交付金の支給ということで、なかなか事業を進める上でもですね、すべての要望におこたえてきていないというのが現状となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） ただいま答弁いただきましたけど、個人ですべき作業や軽微な箇所については、自ずと自己管理の中で行うのが当然と思っているところでございますが、個人でできない施設の修繕等は、要望を受け、予算内で判断も難しい中にですね、農地・水・環境保全管理協定の関係者による現地調査で、優先順位をつけられて実施していただいていることにつきましては、関係農家の方々は感謝しているところでございます。

毎年のように維持管理上の軽微な修繕は、予算内での年度ごと継続的に実施していただいているようではございますけれども、しかしですね、高額な経費が伴う大規模改修などについては、なかなか実施されないのが現状と聞きます。年月が経過しますと地域の地形にも変化が現われまして、河川そのものの水量が減少したり、取水となる河川の形状が変わり、水の流れの変化であったり、河床が仙窟され、堰への流れ込む水量が減少したりで、十分な水量が確保できなく、稲の生育にも影響を及ぼす地域もでございます。

実際に上芹田堰を取水とする水田地帯においては、堰の取水口への流入が少ない上、受益面積が広大であるのに、用水路の断面積が狭く設計されています。それについては、その用水路が民間の敷地内を通る経路でもあり、拡幅ができなかったことや、県道横断において勾配等の問題があり、十分な用水確保ができなかったことで、現在に至っていると思われまます。

これまで幾度となく農家の方々の意見要望を聞き、支障を来す部分においては、先ほど答弁にありましたけれども、堰の修繕であったり用水暗渠の整備、また水路

嵩上げなど補修、修繕を行っていただいている状況でございます。しかしながら、今まで行われた修繕でも水が必要な時期に用水不足が発生する現状でございます。原因としましては、そもそも先ほど申したように水路側溝の断面積、側溝幅が受益面積に対して小さく、また取水となる河川の下払川になるんですけれども、年々水量も少なくなってきたのも要因ではないかと思っているところでございます。以前、取水口を下流側に新しく設置する案もあったと聞きますが、下流へ進むと水田より河川が低くなるため、下流側への堰の新設は難しいと聞きました。今後調査が必要と思えますけれども、現在の堰を利用し、新しく別の用水路を設けるなど、抜本的な改修の対策となる事業を進める考えはないか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。今、議員がお尋ねの上芹田地区の農地につきましては、議員が申されましたとおりと私も感じております。上芹田地区の農地の方がですね、使用する農業用水につきましては、岩ヶ野橋上流付近に設置してあります上芹田堰から取水をされているということでございます。しかしながら、当地区の農地へ届くまでにですね、広大な面積、議員が申されましたように、上芹田地区を含めまして約13ヘクタール以上の農地の方がですね、水路を活用されているということで、一番下の下流域の上芹田地区の農地に行くときには、だいぶ農業用水も減ってきておりますし、また、この地区は上芹田地区のところでは三分岐していると、現地をちょっとわからない方にはなかなかピンとこないかもしれませんけれども、一つの柵がですね、三方向に用水を分けているというのもひとつ用水の不足している原因じゃなかろうかと考えているところでございます。

また以前お聞きした話によりますと、上流部ではですね、水がだいぶ足りているということで、上流部の農地の方々が、水の管理をご面倒ですけど頻繁にさせていただくと、下流域の用水も足りているんだというようなお話も以前はお聞きしたことがございますので、村といたしましてもそのへんはですね、農地の方をお願いをしていかなければいけないかなと思っております。

また、先ほど言いました農地・水・環境保全型のもので、役員会議の中でも、堰係の方からも要望があつておありまして、先月、現地調査並びに役員会を開催されております。私も同席しておりますけれども、まずは簡易的な方法として、先ほど言いました三方向に分ける柵をですね、ちょっといろいろ試験的に扱ってみようかというようなお話が出ております。しかしながら、一方を動かしてみると一方に水が行かないとか、受益者の方にも利益、不利益が被るかもしれませんので、堰係の代表者の方から受益者の方にですね、説明をいただいて、総意が得られればそのよう

な方法でちょっと簡易的に試験をしていきたいなと話されているところでございます。その際はですね、産業振興課からも同席し、調査のほうに加わりたいと考えております。

また、新しい水路等々に世ありますと、これは以前も議会のほうに要望書がですね、これは堰についてでしたけれども、採択ということでなっております。その経緯は後ほどの議員もですね、また同様な説明をされますので、答弁は差し控えますけれども、まずは受益者の総意があるのかというのと、以前ほかの堰、用水路を改修されたときに、やはりどうしても受益者の負担が発生するということでございます。直近でしました改修につきましては、約1割ほどの受益者負担が発生するということで、どれぐらいの予算が伴うかは積算を行っておりませんが、その受益者負担を、応分の負担をですね、していただく覚悟があられるのかというのも一つですし、村としても単独の予算ではなかなか事業を実施するのが難しいですので、国・県等の補助金などが活用できるのか、そもそも議員が申されましたとおり、河川がですね、河川にちゃんと用水が確保できるのかというのも、簡易的に調査をしていく必要があるかと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） 今、答弁いただきましたけれども、稲の作付けには田植えや出水期など、各水田ごとにおいて相当の水量が必要となります。当地域の水田の受益地区の中間、先ほど課長からありましたけど、柵の部分ですね、ここにおいても十分な勾配がとれなく、水量も少ないということで、下流域の水田にはですね、他の堰からの排水路からポンプを設置しまして、個人で用水を確保されているという現状をお聞きしました。いろいろ事業費がかかりますけれども、先ほどありましたけれども、認可には関係者の同意が必要と、それから併せて財政負担も必要となりますし、個人負担となる受益者負担ですね、先ほど答弁がありましたけれども、こういった問題が確かに出てくるかと思っているところでございます。そういった問題をですね、協議解決しながら進めるのも農業振興策には必要と思いますので、また同地域はですね、将来的に山田地区でも検討される法人化に向けた農業経営にも影響を与えられそうですので、現状を今一度ご確認いただきましてですね、現地調査、関係者の方々の意見を聞かれ、改修事業を一つの検討事項ということで、さらなる協議を進めていただければと思うところでございます。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を11時といたします。

-----○-----

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、7番、立道徹議員より、1. 歯科保健に関する取り組み及び小児歯科矯正について。2. 鳥獣害被害対策について。3. 村のイベントにおける駐車場についての通告が出ております。

立道徹議員の質問を許します。7番、立道徹議員。

#### 立道 徹議員の一般質問

○7番（立道 徹議員） それでは、議長のお許しをいただきましたので、7番議員、立道が通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、歯科保健に関する取り組み及び小児歯科矯正について、2点目は、鳥獣害被害対策について、3点目が、村のイベントにおける駐車場についてでございます。

まず1点目の質問です。歯科保健に関する取り組みについて、4年前の2019年度の資料でございますが、熊本県ではですね、1歳6カ月児の虫歯有病者率は全国ワースト1位、3歳児では全国ワースト3位という結果になっております。当村では熊本県においてここ数年どのような結果であるか伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。議員申されました2019年度の熊本県の虫歯有病者率は申されましたとおりでございます。同年度の山江村が熊本県下でどうであるかというご質問かと思いますが、45市町村中、1歳6カ月児につきましては、良いほうから数えまして40番目、3歳児につきましては、これも良いほうから数えまして35番目という結果でございました。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） この山江村においてですね、熊本県でも下位のほうになっている結果であります。虫歯になっている要因はいろいろとあると思いますが、どのようなことがこの虫歯の要因になっているか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。虫歯の原因ということでございますが、主に四つ申し上げたいと思います。口腔内の細菌数がまず一つ目でございます。二つ目に歯の質、それから3番目に甘いものの摂取の量ですね、それから4番目に時間の経過としておりますが、食べてから歯みがきをするまででありますとか、次の食事をとるまでが時間の経過に当たります。

子どもの歯についてはですね、大人の歯に比べてエナメル質や象牙質のような歯の質が薄いため、特に虫歯にやりやすいと言えます。山江村の乳幼児健診で目立ちますのが、おやつ時間が決まっていなかったり、チョコレートやグミ、飴、ガムなどの歯にくっつきやすく糖質の多いおやつを好んで食べる子どもさんが多く見受けられるということでございます。

また、生まれたばかりの新生児には、虫歯の原因となる菌を保有しておりませんので、虫歯菌は外からの進入によるものということになります。日本歯科医師会が発行しております情報誌に「歯の学校」というものがございまして、虫歯の原因菌はミュータンス菌というものが唾液を介して子どもに移ることが記されております。この虫歯菌学校の中では、両親の虫歯を治していくことを推奨しております。ただ山江村におきましてもですね、どこも一緒かと思うんですが、夫婦共働きのご家庭が増えておりまして、何かと忙しい最中に子どもさんの治療、それに加えてご自分の口内ケアをされるというのは、なかなか保護者の方にとってはご負担になるのではないかと考えております。このあたりにも一つの要因があるのではないかと考えるところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） ありがとうございます。いろんな要因があるということで、現在ですね、歯科保健に関する取り組み、7点ほどありますけど、1に歯科保健指導ですね、2に歯科保健に関する行事の開催、3に保護者を対象とした講演会、講習会の開催、4に園だより、保健だよりなどによる広報、5にフッ化物塗布実施状況、6にフッ化物洗口の実施状況、7に歯みがきの実施状況、8、治療勧告等の取り組みがあります。

この山江村ではこのような取り組みをされているのか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。先ほど議員のほうから八つほどですね、カテゴリー別に申しあげましたが、山江村の取り組みとしましては、まず母子手帳交付とか、3カ月児健診、7カ月児育児学級、乳幼児健診におきまして、保健師及び歯科衛生士より歯みがき指導を行っております。6

月は虫歯予防週間に併せまして、保育園で園児を対象にしまして、虫歯に関する絵本の読み聞かせを行い、歯科指導も実施しているところです。また、1歳6カ月児健診、それから2歳児歯科健診、3歳児健診、5歳児歯科健診におきまして、これは希望者になりますけれども、歯科衛生士によるフッ素塗布ですね、歯科指導を実施しています。

また、村内の二つの保育園におきましては、4歳児、5歳児で週に5日、村内の小中学校につきましては、週に1回のフッ化物洗口を実施しております。定期的に歯科を受診されておりましたり、発達の特性からフッ化物洗口ができない子どもさんとかもいらっしゃいますが、フッ化物洗口を希望されない場合も含めてですね、その方たちは抜きまして、対象となる子どものほとんどに実施ができているところでございます。

あと早期予防事業といたしまして行っておりますのが、妊婦歯科健診でございます。新生児に対しての菌移りを抑制しまして、幼少期からの口腔衛生保持など、お母さんへの意識づけにつながる事業として取り組んでいるところです。

またその他の取り組みとしましては、歯周病疾患の検診も本村については20歳から始めておりまして、歯周病への早期意識づけも行っていますし、乳幼児健診で虫歯のなかった子どもさんにつきましては、表彰状、歯ブラシなどをプレゼントいたしまして、歯科予防のさらなる意識高揚に努めているところです。

また最後になりますけれども、すこやか子ども医療費助成につきまして、もともとは乳幼児・子ども医療費助成というものでございました。当初、歯科医療に関しましては対象となっておりませんでした。小学校児童の歯科保健衛生増進を図ることを第一の目的といたしまして、平成19年3月に山江村小学児童虫歯治療費補助事業実施要項を定め、これに当たった経緯もございます。様々な事業と併せまして、先駆的に子どもの歯科治療にかかる保護者の負担軽減にも取り組んできたところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 3番目の保護者を対象とした講演会とか講習会の開催、このへんは山江村では行っておられますか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。答えの中でかぶってしまうことがあるかと思いますが、保護者の方がですね、お忙しい最中にわざわざ集まっていたらというのもですね、お時間を取りますので、3カ月育児健診、7カ月育児健診、乳幼児健診、または3歳児健診、5歳児健診、歯科健診とございますので、その折にですね、歯科衛生士の先生をお招きして、逐次ご説明と講演といい

ますか、やり方のご指導をさせていただいているところがございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） やはり保育園とか小中学校、行政にお任せするんじゃなくて、やっぱり保護者のこういう対象とした、それが大切だと思うんですね。習慣づけていったらこの虫歯も減っていくと思いますので、そのへんの今後のご指導のほうもよろしくをお願いします。

先ほどから熊本県内でもですね、下位ということで、今後上位になるために、そしてまた虫歯にならないように予防していくことが、最大の医療費の削減にもつながっていくのではないかと思います。このことに対して、村長のお考えはございませんか。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） ではご指名でありますので、実はですね、山江村の小中学生の虫歯保有率が非常に高いという結果が、実は20年ほど前からございましたので、平成16年か17年だったと思いますけれども、まだ熊本県下で医療費が小中学校無料化が全くないころ、山江村は先んじて歯科治療に対する医療費の無料化を打ち出したわけでありまして、非常に注目を浴びたということでありまして、これで虫歯の持つ児童生徒の数は減るなあということを非常に期待をしたところでありますが、なかなか効果が出なかったという事実がありました。このことはですね、何を物語っているかということ、もちろんいろんな行政とか、各学校、保育園の機関の支援も要ることもさながら、やはり親御さんの意識がやっぱり一番大事だと思っております。ちゃんと時間を取られながら病院に連れて行くと治っていくというのが虫歯でありますので、当然虫歯保有率が下がってくる傾向にあるということが、なかなか見られなかったということでありまして。というのは、まだまだ我々がやることは、そういう行政的な外的な支援とともにですね、そういう子どもの虫歯に対してしっかり向かってもらうように、真正面から向かってもらうようなノウハウだけじゃなくて、そういう考え方をしっかり啓発をしていくということが大事だろうと思っておりますし、改めて今日やり取りを聞かせてもらいながら、保育園、それから学校機関、併せて保護者の方と共にですね、そういうことを考えるというような機会が必要だと思ったところでありますし、そのような取り組みも併せてやっていきたいと考えております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 今、昔に比べればいろんな甘いお金を出せばすぐ買われるお菓子とかなんかありますので、そのへんですよね、やっぱり最大の要因というの

は、そういうこともありますので、くれぐれも保護者の一体、共有しながら取り組んでいかなければと思っております。

次に、小児歯科矯正についてでございますけど、歯の並び方はですね、人によって違うものであります。遺伝や幼いころからの癖、食事や呼吸の仕方など様々な要因が重なってつくり上げられていて、歯並びの悪さは、口の中をはじめ身体に悪影響を及ぼすと言われております。歯科矯正が必要な子どもの歯並びで、反対咬合とは、下の歯が前に出てくる状態で、受け口とも呼ばれているということで、この歯並びだと見た目の問題、顎の関節の負担の増大、歯の隅々まで磨くことが難しいということでございます。反対咬合は遺伝の可能性もあるということです。

2点目が、開咬とは、前歯の上としたがしっかりとかみ合わない状態で、オープンバイトともいいますということで、食べ物がうまく噛み切れなくなる場合がありますということで、発音の問題や顎関節症のリスクも高くなるので、注意が必要ですということです。

3番目が上顎前突ということで、上顎前突とはいわゆる出っ歯のことで、この歯並びの子どもは口がポカンと開いていることが多い、そのため見た目の問題に加え、口内が乾燥しやすくなり、虫歯菌や歯周病のリスクが高まりますということで、4番目がですね、乱杭歯ということで、乱杭歯とは、歯がデコボコな状態をいいますということです。歯みがきがしにくくなる、また歯みがきをしても汚れが取れない、虫歯、歯周病になりやすくなりますということで、この四つのパターンが矯正治療であるということです。

子どもの歯科矯正にかかる費用は、自費治療となるので、歯科医院ごとに料金が変わりますが、施設を拡大して口のスペースをつくる治療をする第1期矯正、6歳から10歳くらいが対象ということで、約30万円ほど、ワイヤーやマウスピースで永久歯を動かし、歯並びを整える第2期矯正、10歳から15歳では45万円ほどかかります。第1期の治療を受けていない場合は、この両方の合わせた金額がかかりますということで、高額な治療費がかかりますので、これも村民の声からですが、少々なり補助金のお考えはないか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。議員おっしゃいますとおり、一般的に行われる歯科矯正につきましては、保険適用外となることが多ございますので、自己負担が高額となる場合がございます。ですが別に厚生労働大臣が定める疾患というのがございまして、これに指定される先天的な疾患が原因でかみ合わせに異常がある場合、手術が必要なほどの顎のゆがみがある方に対しての矯正治療については、保険適用となる場合がございます。健康保険の範囲内で治療を受け

ることが、今のところですね、補助の対象となることになっておりますが、症例によってはですね、一般的な歯科矯正では保険適用されない場合でも、小児矯正であれば適用となるケースがあるということでございます。先天的な病気が原因とされる顎変形症、顎の変形ですね、それから顎骨の発達不足など、外科的な処置を施さなければ改善がされないと病院の医師が診断した場合には、これが医療保険の対象となってくるということでございます。

このようにご質問にありました子どもの身体に悪影響を及ぼすことが示唆される歯科治療、重篤なものに関しましては、医師の診断によりまして保険が適用されることもございます。ですので、これが保険として保険適用ということが認められれば、治療が医療行為ということで、年間の治療代が高くなった場合もですね、確定申告を行いまして医療費の控除を受けることも可能となってまいるところでございます。

このようなことから、現状といたしましては、医療行為と認められる治療に対しては、すこやか子ども医療費助成ですべて対応させていただいております。保険適用外、いわゆる美容整形ととられるような施術に関しては、現在のところでは補助を検討していないということでございます。

議員もおっしゃっておりますけれども、幼少期からの治療ですね、まず第1期治療、これが非常に重要ということでございます。第1期に重きを置いて治療を行っていただくことで、保険適用となる部分が増える可能性がございます。第2期からの治療を抑えることにもつながってまいりますので、ぜひ医師にご相談の上、早い段階からの治療をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） ちょっとどのケースが医療費があれか、そのへんがちょっと詳しくわからないんですけど、例えば、高額治療になりますよね、実際、その場合は確定申告でという対応をしていくということですか。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） 治療というのが医療費として認められる部分、これに関しては現在も補助をしております。これは保険適用外、医療として認められない分、美容整形の施術と認められる、例えばブリッジとかマウスピースとかございませぬけれども、歯並びを単によくするだけの美容整形については、これをされても自己責任でしていただいているというのが現状でございます。

はい、医療費以外については補助対象となっております。先ほどの税のことでございましたけれども、医療費として認められた部分が高額になった場合、これは

税の控除がございますので、ぜひそれは控除を受けていただきたいということで申したところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） お医者さんと相談したほうがいいということですかね、実際、はい、わかりました。ちょっと難しいですね、判断が。じゃあいろいろそういう要因があるということで、医療費以外は補助はできないということですね。

次に2点目の質問に入ります。鳥獣害被害対策についてですけど、鳥獣対策の地域、集落ぐるみの活動について、いろんな全国ではですね、村民または地域集落ぐるみで被害を減少させ、地域振興につながる活動を展開している町村がありますけど、そこで当村においてもこのような対策等を考えながら、検討していく時期ではないかと思いますが、今後どのような対策等を考えておられるか、伺いたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは立道議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣の対策につきましては、議員ほか各議員から、毎定例会ごとにですね、手を替え品を替え質問があつているということでございます。対策を行っているとはいいいながらも、実情として有害鳥獣の被害が減っていないというのは、私も個人的に樹園地を持っておりますので感じているところでございます。農林業が基幹産業である本村にとりましては、担い手の不足とか、スマート農業化と併せて、この有害鳥獣対策は喫緊の課題だということは、大変重要に認識をしておりますので、まずそのへんはご理解いただければと思っております。

地域ぐるみ、また集落ぐるみで有害鳥獣対策に効果を発揮しているという自治体は、全国津々浦々議員が申されたとおありあろうかと思っております。私、ちょっと県内でいろいろ調べさせてもらいましたところ、県内でも手付かずだった竹林の整備を行って、イノシシの侵入を防止しながら、かつ、観光タケノコ園として活用されている集落もあるということをお聞きしておりますし、地域全体で餌づけストップ、餌づけ等をしない、餌づけになるようなものを残さない、作らないということで、そのようなことを取り組みながらですね、ICTを活用いたしました大型の囲い罠を設置し、一斉駆除を行っているというような集落もあると聞いております。

有害鳥獣とですね、地域振興が一体となる取り組みにつきましては、村としても検討していく必要があると考えております。しかしながら、山村部であります本村につきましては、すべての地域が有害鳥獣で困られているということもございますので、何かしら対策を講じていく上でも、まずモデル地区を選定しながらそのような取り組みを紹介し、意欲のある地区につきましては、村と共同で参画をしていた

できればと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 特に日向瀬橋から上流側、ちょっと河川掘削したときにですね、やっぱり河川敷にシカ、イノシシの足跡がたくさんあって、こちらの田んぼなんかは全然対策をされていなかったということで、地域の住民からもこういうのも堤防沿いにずっと張りめぐらせればだいぶん違うかなあという感じで、そういうのも言ってくださいよという感じで言われました。実際相当なシカ、イノシシが入り込んでいるのではないかと思いますので、特に一番メインの役場周辺で、そのへんをまずモデル地区なんかにされてですね、徹底して地域ぐるみで共同しながら、協力しながら取り組んでいただければと思っております。

先ほど松尾課長からの答弁で、2点目は地域集落が一致団結してこの対策に取り組んでいくことが特に大切ですけど、行政からは、先ほど課長から言われましたとおり、手を挙げていく地域があれば、そのへんは徹底してアドバイスをされるということですよございますかね。この鳥獣害被害対策においてですね、交付金が国・県からどのくらいあるか、ちょっとお伺いします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは議員のご質問にお答えいたします。

交付金、補助金等、国・県様々なメニューがなされております。村といたしましても身近なところでは、シカ、サル、イノシシ、アナグマなどを捕獲された場合のですね、有害鳥獣の補助金等も出しておりますし、狩猟免許取得者への免許取得についてのかかる経費の補助も行っております。

また、水田や樹園地を囲うネットや電気柵、ワイヤーメッシュ柵等につきましても国・県の補助を活用し、行っているところでございます。もちろん要望があった箇所すべてができるわけではございませんので、優先箇所、また申請順にですね、審査をしながら設置をさせていただいているということでございます。

地域や団体で実施する場合は、これは国の補助金になりますけど、鳥獣被害防止総合対策交付金制度というものがございまして、これは市町村が作成する被害防止計画に基づき、農林水産業に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等、被害防除、生息環境管理等の取り組みを総合的に支援するものとなっております、メニューがたくさんあるんですけど、そのメニューごとに上限が主に100万円程度となっております。

ちなみに、令和6年度、これはもちろん当初予算でお認めいただかないとできないことではございますけれども、現在サルの被害もですね、増えてきているということではございまして、拡大しない、未然に防ぐためのサルですね、対策を行うということで、現在、県と次年度の事業の採択に向けて協議を行っているところでご

ざいまして、こちらにつきましてもメニューは100万円ということになっております。このほかICTを活用したりとか、自治体の職員で有害鳥獣の狩猟免許取得者が数名いる場合には、また上乘せして補助金が交付されるなどのメニューがございまして、そのようなものも活用しながらやっていきたいと考えているところでございます。

また、この補助金につきましては、ソフト、ハード両面で受けられる補助制度ということになっておりまして、サル対策につきましても計画を立ててはいますが、どの地域とするのかとかですね、そういったのも先ほど議員にもお答えいたしましたとおり、地区や地域で、我が地区はぜひということであればですね、こちらのほうからも紹介をしていきますので名乗り出ただければと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 個人個人ではなくてですね、やっぱり地域、集落、いろいろ一致団結しながら取り組んでいくことが、鳥獣害被害対策になるんじゃないかと思っております。今後村民の方もですね、手を挙げて行政のほうにお願いしますというようなことができれば幸いです。

最後の質問になります。村のイベントにおける駐車場ということで、これも地域からの要望ですが、山田川河川敷、日向瀬橋の下流ですね、河川敷にイベントがあるときだけでも駐車場を設置できないかということですが、これをお尋ねします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。役場周辺で開催しておりますイベントにつきましては、やまえ来るまつりややまえ宝物収穫祭などがございますが、その駐車場としましては、改善センター前の駐車場を使用しているところでございます。また近くに適切な場所がないということから、山田小及び山江中グラウンド、丸岡公園農村広場を駐車場として使用し、シャトルバスでピストン輸送を行っている状況でございます。

役場近くの日向瀬橋下から山田川下流の右岸に河川敷がございます。このスペースを駐車場として利用できないかというご質問だろうか思います。この河川敷につきましては、県の管理でございまして、通常の使用はできません。ただ、河川の一時使用届を提出すれば、イベント等の使用は可能かと思えます。

しかしながら、この河川敷に駐車するためには、村道から接続された道路を下り、その下り口から鋭角に左折しなければなりません。その際ですね、幅員が3メートル程度しかなく、車の切り返しが困難であり、渋滞を引き起こす可能性があることや、河川との高低差があり、場合によっては転落する恐れもあるということか

ら、来場者の安全面を考慮すれば、駐車場としての使用は適当でないと考えております。

○議長（森田俊介議員） 立道徹議員。

○7番（立道 徹議員） 私も現場は知っておりますけど、特にですね、高齢者の方がバックして斜道を降りる。これには誘導員もたくさんついていないと大変なことになると思いますので、やっぱり若い方が運転されて駐車場に止められるならいいですけど、やっぱり高齢者の方が落ちれば山田川に飛び込んでいきますので、ちょっとですね、役場職員の方もいろいろ大変ですので、はい、そのへんは理解させていただきました。

これで私の一般質問を終わります。お世話になりました。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を1時15分といたします。

-----○-----

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時13分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、6番、横谷巡議員より、1. 人口減少と持続可能な村づくりへの施策と課題についての通告が出ております。

横谷巡議員の質問を許します。6番、横谷巡議員。

横谷 巡議員の一般質問

○6番（横谷 巡議員） 6番議員の横谷巡です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

早いもので今年も師走を迎えました。長かったコロナ禍の生活から、各種行事等の通常催しや着実な豪雨災害からの復興の姿により、村民皆様の生活も落ち着き、従来の日常生活を取り戻したような感じがいたします。

それでは質問に入ります。通告しています質問事項は、人口減少と持続可能なむらづくりへの施策と課題についてであります。日本の重要な政策課題である地方創生は、東京都など都市部への一極人口集中から、人口を減らさないために地方へ移住やUターンを促進し、地方が元気になり、地方の創生を図るという大きな目的の

政策であります。

この人口問題に重点を置いたまち・ひと・しごと総合戦略、人口ビジョンの策定に伴う計画と経過の状況については、2015年と2022年の12月議会においてそれぞれ関連質問をしておりますが、策定から9年経った今回は、人口減少と持続可能なむらづくりの施策と課題について質問させていただきます。

総務省が2023年10月、本年です、発表した日本の人口推計は、1億2,434万人で、前年同月に比べ60万人の減少、出生率は過去最少の74万人、高齢化率は29.1%、75歳以上が、いわゆる団塊世代ですね、2,000万人を超えたとありました。2,050年には1億人を切ると言われております。本村の人口も今後減少傾向が続くことが予想され、人口減少が与える行財政、農林業等の産業、福祉・医療、教育、住民サービスなどの影響から、危機感を持って持続可能なむらづくりへの対応と取り組みが真に求められます。

そこで、本年10月末現在の村の総人口と行政区の11区、12区、15区、16区の人口及び高齢化率等の現状についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。まず、人口及び高齢化率の現状ということでございます。令和5年10月末日において、住民基本台帳上の数値を申し上げたいと思います。村内の総人口は3,233名、65歳以上の高齢者数は1,184名となっております。高齢化率は36.6%となっております。

次に、ご指摘のありました四つの地域ごとの人口高齢化率等を申し上げます。まず11区、人口が153名、65歳以上が79人となっております。高齢化率が51.6%です。次に12区、人口が68人、65歳以上が45人、高齢化率が66.2%です。15区、109人、65歳以上が63人、高齢化率が57.8%です。第16区、人口が30人、65歳以上が21人、高齢化率が70.0%となっております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 本年10月末現在の事項が3,233人とありました。2015年、総合戦略人口ビジョン策定時の人口は、3,422人、ですので8年間で190人ほど減っていると。人口の長期的推計では、2025年が3,231人となっておりますので、2025年の推計人口と今の人口がほぼ同数です。ということは、推計より2年間ほど速く人口減少が進んでいるということになります。

また山間部の行政区の状況、ただいま課長から人口と高齢化率等お答えいただきましたが、非常に人口減少、高齢化が進んでおります。人口減少と高齢化のスピードが速く進み、限界集落状態や限界集落を迎えようとしていることがはっきりと

数字に表れております。ですので、今後の集落維持とかコミュニティ機能の低下など、その対策も重要な課題となってまいります。

次に、最近3年間の人口の出生数と死亡数による増減の自然増減、転入者数と転出者数による増減の社会増減の状況、それに直近の合計特殊出生率についてお尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。こちらにつきましても住民基本台帳上の数値を申し上げたいと思います。まず、直近3年ということで、令和2年度から申し上げます。出生が18名、死亡が41名で23名の自然減となっております。次に転入が98名、転出が130名で32人の社会減となっております。

続きまして、令和3年度です。出生が23人、死亡が54人、31人の自然減となっております。次に転入が68人、転出が113人で45人の社会減となっております。

続きまして、令和4年度でございます。出生が13人、死亡が48人で35人の自然減となっております。転入83人、転出103人で20人の社会減となっております。

続きまして、特殊合計出生率の直近の数値ということでございます。平成27年の国勢調査の数値、多少古うございますが、こちらに基づき算出された数値が現在のところ最新でございますので、こちらの数字を申し上げます。山江村では2.08人となっているところです。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 人口の自然増減、社会増減、これも減と、ただ、合計特殊出生率が2.08、この作成された年度では2.00、でも全国でも上位に山江村は位置しておりました。確か今の段階で計算すると1点台ですよ、確か1.45というくらいじゃないかなと、今の人口で今の現状を把握したときに。そういったことからですね、全国平均よりも出生率も少ない出生率となっているようです。これらの要因から考えますと、総合戦略人口ビジョンの推計よりも速いスピードで人口減少がどんどん進んでいる。これは何らかの対策をしていかないと、今回の質問事項であります持続可能なむらづくり、発展していくための大事な人口ですから、そういったことが本当に大切だと思って今回質問させていただいております。

そこで、このように人口が減少していく中、村長に2点についてお伺いしたいと思います。人口減少、少子高齢化は、今の社会情勢の現状からなかなか抑止、止めることはできません。しかし、人口減少の変化のスピードを緩やかにしていくこと

はできると考えます。人口減少を抑制していくためにはどのような施策が必要になるかの考えが1点、それからもう1点は、やっぱり人口が減ってきますとですね、やっぱり行財政への影響、農林業と地域経済の縮小、医療介護等の社会保障、コミュニティ機能の低下、住民への行政サービスなど村が抱え込む問題点も多くなってまいります。この村が抱え込む問題点等について、どのような認識をお持ちか、以上、2点についてお伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。国立社会保障人口問題研究所が平成25年3月推計で公表した日本の地域別、将来推計人口で、山江村の2060年の人口は2,074名まで減少すると推計されたことから、山江村では、平成27年度に山江村まち・ひと・しごと創生総合戦略、並びに人口ビジョンを策定し、2060年の人口を3,000人を目標に各種事業を進めてまいりました。人口減少抑制のために進めてきました政策も9年目となり、現在、国立社会保障人口問題研究所が推計する人口推移よりも緩やかな人口減少推移となっていることから、ICT教育、学校給食の無償化、高校生までの医療費の無料化など、子育て支援政策、また農業振興として、やまえ栗のブランド化による付加価値の強化、住みよい環境の整備、移住定住政策などの事業を継続的に進めていくことがこれからも必要と考えております。

しかしながら、人口減少がもたらす影響は、地域コミュニティの低下、産業の縮小だけでなく、貴重な財源である税収や交付税の減少、住民への福祉サービスの低下など、多岐にわたり影響を与えることから、これからの地域課題解決に向けて新たな政策も必要と考えております。

それらの地域課題解決に向けての取り組みとして、山江村では、主要産業である農業の振興に併せて、住民生活支援や地域活性化など地域づくりを全体で取り組む組織、農村RMOの組織づくりや、地域のにぎわいと雇用の創出に向けて、石蔵を活用した拠点の整備に取り組みながら、復興からのむらづくりも計画しているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） ただいま企画調整課長のほうから、現況のさわりと、今後どういう方向で組織、RMOという名前も出ましたけれども、そういうことを山江村は考えて進んでいくということについて、私のほうが少し時間をいただいて詳しく述べさせていただきたいと思っております。

一つはですね、人口減少問題、人口減少をどう考えるかという問題、そして、2点目が、日本がやっぱりどうなっていくことが、どうなっていくんだ、そのことに

よって山江村がどういう影響を受けるんだというようなこと、そして、山江村がどういう考えでいかになくちゃいけないというような、3点に分けてちょっと話をさせていただきたいと思います。

まず最初にですね、持続可能という言葉が出てきております。その持続可能とはいかなるものかということで、いつも私、考えるんですけども、どうすれば山江村が未来永劫とこの経営が、要するに村民の暮らしが続いていくのかということでありますが、常々職員に言っておりますのは、持続可能とは、時代に併せて変化をしていくこと、「不易流行」といまして、変わっていけないものを大事にしなから、しっかり変えていくべきことは変えていくことなんだと、そうしないと持続可能にこの村はなっていきませんよということを申しております。

あるときといいますか、人吉球磨のですね、地域公共交通会議に出席しております。その中で、人吉の担当のほうから「持続可能、持続可能」と頻繁に出てくるもんだから、事務局が考える持続可能とは何ですかと尋ねたんですが、そのときの事務局の答えがですね、予算を、経費を大きく上げないことだ、経費を削減していくことだ、経費を標準化していくことだと言われたもんですから、それは私は違うと言ったんです。人吉球磨の実態に応じた地域公共交通を考えて、変化をしていかないといけないと、そういうことでしか持続可能というのは実現できませんよということを言ったわけでありまして、まるおか号の話もそのときさせてもらったところであります。

そういう私の持続可能という中での変化ということを中心に話をさせていただきたいと思いますし、ぜひ共有もさせていただければとも思っております。まず、山江村の人口減少ですけれども、山江村は高齢化率が36.6%と担当のほうから申し上げました。ただ、山間部に行きますと軒並み50%を超えてくる。60%を超えたところがある。いわゆる50%を超えると限界集落といまして、地域の機能を、地域を保つ機能をですね、発揮できないんだというようなことで限界集落と言われているんですけど、これも限界集落というのもそうでもない、それに併せてどう生きるかが大事だと思っているんですけども、そう言われています。

ただ、なぜ36.6%の低さを保ち得るべきか、これは人吉市よりも山江村のほうが高齢化率が低いわけでありまして、それは里部にですね、やはり公営住宅もありますし、若い方が移住してくるということが原因であります。だから、山江村の課題は山間部の高齢化と、いわゆる里部の若者で、その若者が仕事でいなくなる、いなくなるといいますか、要するに山江村の昼間人口は、昼間の人口ですね、70%で1,000人近くの方が外に出ますので、その若い人たちが外に出るんだというような課題が見えてくるというようなことであります。

そういう中において、実は球磨郡でもですね、いかにこの人口減少を食い止めるんだという話は我々町村長もやっているし、非常に喫緊の課題として話し合いを進めている。特にその中で言うておりますのも、私も発言させてもらうのが、企業誘致をして人口を増やそうとしてももう手遅れじゃないんじゃないかならうかと。なぜかというところから産業で人手不足が言われておまして、新しい企業が来ても働き手はその付近にいないから企業が撤退するという現象がでてきているということでもあります。ただし、TSMCクラスの大きなあの付近の母体が大きくて給料が良いところが出てくると、よそからドーンと持ってくるというような力も持っているところでもありますけれども、そういう状況でもあろうかと思えます。

山江村のそういう状況の中で、先ほど人口動態の話が出ましたけれども、実は議員の皆様方にもこれ山江村のですね、村政要覧をお渡ししているはずなんですけれども、ちょっとこの中の資料を申しますと、人口動態、自然動態ですね、いわゆる何人生まれて何人亡くなるかということですが、大体山江村は平均すると50人亡くなります。そして30人ぐらい出生ということですが、ただ、最近では20人を切ったということですが。毎年平均すると20人ぐらい自然動態で減っていきます。

それから、社会動態ですけども、これは120人ぐらいが転出します。毎年120人ぐらい。それから90人ぐらいが入ってきます。従いまして30人ぐらいが減ると。これを見ると大体50人平均で人口が減っていくというのが、山江村の総体的な模様です。ただ、このことがどうなのかというと、じゃあよそと比べてみますと、過疎の指定が外れるというぐらいに、実は緩やかに人口が減っていつているというのが山江村の実態です。先ほどまち・ひと・しごと総合戦略の話が出ましたけれども、まち・ひと・しごと総合戦略の中の数字からは、若干減っておりますけれども、国が、社会保障人口問題研究所がですね、人口推計をします。これは全市町村のこれは全国の人口推計をしますけれども、それが平成30年推計によるますと、これは大体当たるんですけども、平成30年推計、今から5年前の推計によりますと、山江村は令和5年に2,971人になります。ただ実態は3,233人です。262人は社人研の人口推計よりも多いというような結果になっているということでもあります。

ただ、この人口減少問題というのは、いろんな活力を奪ってしまいますので、このことは、日本はじゃあどういふ状況で今、機器を抱えているのかと言うと、いわゆる先ほど議員が言われた2025年問題といわれる、いわゆる戦後ベビーブームに生まれた方々、団塊の世代といわれる方々が、すべて後期高齢者になってしまわれるということでもありますし、介護費用が増大するんだらう、それから医療費が増

大する、そして認知症が増えるというようなことがありますし、地域の担い手がどんどんどんどん不足していきまうということが言われております。

その次に2035年、今から12年後ですけれども、2035年問題と言われておまして、これは日本人の3分の1がすべて高齢者ということだそうです。こうなると介護人材がいない。介護人材が急激に高齢化する福祉の社会保障の手立てをするための介護人材が大いに減少する、そして社会構造ですね、社会を維持することが困難になってくるということが言われております。

それから5年後の2040年、今から17年後ですか、どういうことが起きるかという、今から15年間で20歳から64歳の人口、いわゆる働く人口があつという間に1,000万人減ってしまうというようなことが言われておるわけでありまして、これは課題というよりも危機的状態にあらうかということを考えるわけがあります。そういう中、山江村がじゃあどういふふうに、どういふ手立ての中でそういう危機を乗り越えていくべきなんだろうかと。今は令和2年7月豪雨災害、コロナ感染による社会が疲弊しておりますし、原油物価高、生活困窮もしております。本当にそういう追い打ちをさらにかけている状況の中で、やはり私はですね、いかに山江の地域資源を活用した村おこしが大事かということをおもっておりますし、いわゆる創造的復興、地域の創造的復興による活性化をどういふ手立てを見つけていくかというようなことしかないと思っております。

そこで、そういう中においてですね、令和5年、今年ですけれども、食料・農業・農村基本法が24年ぶりに改正されました。いわゆる農村政策の今までの施策は通用しないと国が認めた。国が今までのやり方では通用しないんだということをお認めたことになるわけですけれども、その中で特に農村における仕事をどうつくっていくか、暮らしをどう守っていくか、活力をどうつくっていくか、それと土地の利用をどうしていくかというあり方を見直す大きな基本の4点が示されました。それと同時にですね、先ほどから、また前回の議会でも何度か申しておりますけれども、農村地域の運営組織をつくったらどうですかと、補助金を出しますと申してきたんですね。

それから、最適土地利用の総合対策として、今、農地・水計画から土地利用の構想図をつくりなさいというような政策に変わっております。そして、ICTを十分に活用して今ふうにやりなさいとなっております。特に農村地域運営組織の農村RMOは、まさに議員がおっしゃいました仕事や山間部の暮らしを山江村全体でどう守っていくかということをお、山江村村民あらゆる改装でですね、話合いを協議会をつくって組織をつくっていくというようなことに手を挙げたいと思っております、要するに農用地の保全や地域資源の活用や、山間部のお年寄りの暮らしをどう

支援していくかというようなことを、皆さん方で考えていきたいということが一つあります。

それから、土地利用につきましては、土地利用構想図をつくっていききたいと思いますし、その土地をどう守っていくかということについては、先ほど有害鳥獣対策いろんなやり取りさせてもらいましたが、まさに地域においてその有害をどうやっていくかというような話合いも進めさせていきたいと思っております。特に土地利用で今、国の話も何回もしておりますけれども、傾斜地の栗よりも平らな土地に栗を植えよう、遊休農地の田んぼがあったら田んぼの平らなところに栗を植えてですね、稲作より実は台風さえ来なかったら所得は多いわけですので、そういう最適の土地利用構想図をつくってみたいということを考えております。それから、デジタル田園都市構想といいますか、要するにデジ活といわれますけれども、この中ではICTによる栗の収穫ロボットの研究とか、ドローンでですね、栗の消毒をやったりもさせてもらっているところでもありますけれども、そういうICTを活用して収益力を向上させたり、いわゆるICTを使って山間部の生活支援、買い物支援や見守りも行っていくというようなことも組み合わせることができないかというようなことを考えているところであります。

従いまして、今、三つの事業は、これは三本とも国のソフト事業で、全額補助の事業で国が進める事業で、実は農水省まで行ってその話を聞き、ぜひ手を挙げさせてください、令和6年度からぜひ始めさせてくださいと申してきたわけでありましてけれども、この3事業はソフト事業でありますので、村民及び村内の各種団体にですね、あまねく参加をしてもらいながら、しっかりコミュニティ機能を再構築したい、そして農林業と地域経済を活性化させる方策をつくっていききたい、そして暮らしといわれる医療、介護、生活支援を村挙げての体制、組織をですね、その組織が法人的な組織になるのかどうするのかというのはまだ見えていませんけれども、そういう組織をつくりあげていくということは、この地域を、山江村を守っていくことについて非常に大事なことだと考えております。

実は、石蔵の活用拠点整備事業始まったということを言いました。議会の議員の皆さん方も委員として今回は協力をいただいているわけですがけれども、そういう体制とか組織を動かす拠点としてですね、この石蔵活用拠点整備事業を動かしていければと、それを拠点に村挙げての暮らしを守る活動が、いろんな活動がそこから沸き上がっていくというような事業を組み立てていければと思っております。そのためにもですね、補助事業者である国や県としっかり連携しながら、まさに国があげる事業でありますから、ソフト事業でありますので、日本のモデルを目指して創造的復興による地域づくりを進めていきたいと思っておりますし、ま

た、今がそのチャンスであろうかと思っておりますので、議員の皆様方、村民の皆様さん方におきましてもご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げたいと思っております。以上、申し上げます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 前向きな時代に即応した国のいろんな事業等を取り入れて、緩やかな減少政策、地域資源を生かした村づくりとうのことでお話しいただきましたけれども、実は先般、人吉球磨のあるべき姿ということではお話ししていただきましたけれども、50町から100町ばかり、球磨郡市のどこでもよかけん工場立地の宅地造成して、TSMC関連等の企業等を誘致したらどうですかということも言われた方がいらっしゃいました。でも町村町村では難しいから、人吉球磨一体となったそういった取り組みが必要かなと思ったところです。

先ほど地域資源のことを申されましたけれども、国が地方創生の事業を莫大な予算で推進しましたけれども、成功した事例は一部あつとですよ。やっぱり地域資源と人材を活用して、中長期的な視点で取り組んだところが成功した町村もあります。しかし多くの市町村がですね、やはり人口減少と地域経済、地域のいろんな衰退、疲弊の状況をちゃんと把握せずに、ただ町内事業を推進した結果、効果が上がらなかったということも多くみえます。

しかし、この人口減少の問題というのはうちばかりじゃなくて全国どこの市町村も抱え込んでいる課題だと思っております。そういった点で人口減少から問題点の解決にも、この課題に対応した施策の実現は、問題点の解決にもつながることでありますので、みんなでこれは、部分的じゃなくてみんなで真剣に考える重要な問題であると考えます。

次に、本村にあっては、人口減少を食い止めるための政策として、農林業等の産業活性化対策、充実した子育て支援、他市町村に抜きこんでた教育行政、村民の幸福度を求める施策、移住定住促進、U・Iターンの促進などを担うことなどが考えられますが、人口減少に対応した持続可能なむらづくりとするために、10年後の山江村の姿や機能についてどのように想定され、どのように取り組んでいかれるのか、以下について伺います。

まず1番目の人口の動態であります、これからの人口の長期的な推移と動向、また、総合戦略、人口ビジョン等の計画等の予想と現実の相違について。

それから2番目の財政の歳入歳出、人口が減ると税収も減り、基準財政需要額の算定による地方交付税が減額してまいります。その影響からくる歳入に応じた各種事業施策の選別と、入るを量りて出ざるを制するという財政の要諦についてあります。

それから3番目の行政区のあり方、これは先ほど山間部を中心に非常に人口減少が進んでいるんですけれども、人口減少と高齢化により山間部を抱える行政区では、限界集落を迎えるなど深刻な事態が予想されます。行政区としての維持が困難で、コミュニティ機能が失われてきますので、行政区の見直し、新たな再編対策について。

4番目の消防団の体制です。発生する火災や自然災害への備えなど、住民の生命と財産を守り、各地域の防災力の中核としてなくてはならない大きな存在であります。しかし、団員の減少、高齢化による在任期間の長期化等で、維持困難な消防分団もあり、消防力を適切に維持していくための消防団の再編についてであります。

5番目の農地や山林の生産力と維持管理、このことについては、先ほど村長も答弁していただきましたが、農業者の高齢化による離農から耕作者不足などに対する担い手の育成、法人化や営農組織体制、現場に則した農業施設や機械導入、新たな農業振興策等について。山林については長期間を有する分野でありますので、森林の環境保全と森林整備、森林環境税の活用、また、村が推進されている間伐の自伐型促進の広がり、作業路等の整備であります。

6番目の住民への行政サービスにつきましては、財政の影響から住民への行政サービスが現在と同様かそうでないか。時の流れとともに何が必要か、慎重に見極めた事業の取捨選択をどうしていくのかについてであります。以上のことについて、想定ですけれども、どのように想定され見込んでおられるか伺います。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えいたします。10年後の山江村の姿や機能の想定というご質問でございますが、なかなかですね、10年後で難しいものがあります。ただ、先ほど言われました人口につきましては、令和2年に策定をいたしました山江村人口ビジョンがありまして、それによりますと、国立社会保障人口問題研究所が、平成30年に公表しました推計でありますけれども、令和5年に、今年ですけれども2,971人と山江村は推計されております。しかし、本村の人口は、今年の10月末現在で3,233人ですので、人口減少は推計よりも緩やかな状況でございます。

ただ、この社人研を受けまして、本村が目標とする人口ですけれども、2025年、2年後の将来希望人口がですね、3,231人となっております。先ほど申しました本村の人口は、今年の10月で3,233人ですので、2年後の人口がですね、今の現在の人口に近づいているということでございます。従いまして、2年早く希望人口に到達しているという状況であります。毎年自治体希望人口よりも人口減少が今後もですね、続くことが懸念されますので、山江村が希望とします人口

を維持するためにも、さらなる様々な施策に取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

続きまして、財政面のことも触れられましたけれども、財政面につきましては、9月の議会定例会の中で、令和4年度の財政健全化について報告をさせていただきました。現在のところ財政状況は良好ということでありまして、自主財源であります税金はですね、ここ10年間はほぼ横ばいの状況であります。しかし、今後の少子高齢化等によりまして、今後税金の減少や、それに伴いまして国の財政計画に採用されることが大きい地方交付税などの減少がですね、今後においても減少など今後におきましても厳しい財政状況が予測をされるのが現状であります。今後さらに村税等の自主財源の確保はもちろんでございますが、住民福祉の向上、必要に応じた行政サービスなどの政策は、国の補助金や交付金及び地方債におきましては、有利な起債を活用しまして事業を進めていきたいと思っております。今後の社会情勢によりまして、場合によってはですね、今の住民サービスの見直しも必要になってくるんじゃないかなとは思っております。

それから、行政区のあり方ということであります。地域の実情を把握してですね、昭和60年に当時の行政区は20ありましたが、それを16行政区に見直しをしたところであります。現在村の行事等にも人口減少のため参加できないなどの非常に苦労されている行政区もございます。今後の人口減少、少子高齢化の実情を把握し、地域コミュニティ等の実態をみながら、行政区のあり方については、地域の方の意見を聞きながらですね、統合したほうがいいのか、また、別の方法がいいのか検討させていただきたいと思っております。

それから、消防団についてでございます。消防団につきましても同じ行政区のあり方と同じような状況でありますけれども、これも年に4回ほど消防団の幹部会議を行っております。その中でこういう問題につきましては結構協議をされているということではありますが、この分団の再編につきましてはですね、令和7年、再来年の4月をめどに再編するということを決めておりますので、それに向かって今、消防団との協議を進めているというところでございます。

また、農地や山林の生産力と維持管理についてでございます。農林業分野につきましては、生産者の高齢化やさらなる担い手の減少に伴いまして、離農されたり、今後耕作放棄地や森林崩壊も進むことが懸念される状況でございます。このような事態にならないよう、農業では地域計画というのが作成する予定でありますけど、これに基づいた農地の集積を実践しまして、生産力の維持を図るほか、山田地区にもですね、法人設立の可能性を探る必要があるかと考えております。

林業につきましては、鎮山親水の理念に基づき実践した林業塾により、環境保全

型林業を実践するほか、現在森林所有者の方に今後の維持管理について意向調査を行っておりますので、管理が今後難しいと回答された森林につきましては、森林環境譲与税をですね、うまく活用しまして、災害対策を図り、そして適正に伐採、再造林による維持管理を行い、循環型林業を構築していきたいと考えております。

行政サービスについてでございます。これから先、人口動態等の社会変化を見据えた行政サービスが必要であると思われまます。住民の方のニーズと提供範囲、今後どのように時代に併せて変化するかを先読みしながらですね、検証させていただいて、住民ニーズに合致した行政サービスを提供していく必要があると認識しております。

いずれにしましても今後の取り組みとしましては、時代の今後変わってくるだろうという変化に伴いまして、これから先、住民の方々に対し、自助、共助、公助の理解のもとですね、限られた予算の中でさらにやさしい村づくり、住みよいむらづくりに向けた事業に取り組む必要があると思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 答弁いただきました。なぜ10年後、それって難しいですよ、お尋ねしたかという、行政にとってやはり現状も大切ですが、これからどうなるかという想定と将来像を描くことはですね、本当に大切なことなんです行政として。そういった分野から今、時代の節目だから、今やはり目をしっかりと開けて考えて対応していくスタートが始まったんじゃないかなという思いから、今回の質問をあえて取り上げさせていただきました。

今回は6項目だけでしたけれども、この6項目の中で、私が一番心配しているのは、この農地や山林の生産力の維持管理です。この本村の基幹産業である農業の将来についてということは、これは全国的な課題でもあるし、村長が先ほど言いましたように、国の基本政策が今度は変わるから、新しい事業等を導入してですね、何らかの対策をしないとイケないと思うんですけども、今の状況からこのまま経っていくのか、どうすべきか、かってない予想がつかない局面を迎えつつあります。このことは国の農業政策が今後方向が変えられますから、これと大きく関連してまいります。本村の今の稲作とか畑作の現状から、これから将来を見据えたとき、例えば村長が用地活用、田んぼに水稲でいいところは水稲をつくって、ほかはほとんど農業振興ブランドですから栗を植栽して本当に図るとか、そういった思い切ったことも必要ですので、これから将来を見据えたとき、新たな農業振興を図るための農地の活用、これについて今回は担当課である松尾産業振興課長に担当課としての考えを伺いたい。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは横谷議員のご質問にお答えいたします。先ほど来、村長、総務課長が答弁されておられますので、私からどうこうということではございませんが、私が答弁することは、ほとんど村長の考えと同じということではございます。村長の言っていることと私の言っていることが同じということは、同じ方向を向いてですね、担当課もむらづくり、農業のあり方については取り組んでいるということでご理解いただければと思います。

10年後の農業がどうなっているかというのは想像もできませんが、ただ一つ言えることは、10年後も山江村では必ず農業を行われているということではございます。ただし、この農業が今の現状維持、今より発展しているのか、さらには耕作放棄地だらけで細々とされているのかというのはですね、想像ができないところではございますが、そのようなことにならないために10年後を見据えた農地の利活用などはですね、議員も申されましたとおりに考えていく必要がございます。

先ほど来、答弁でもされていますように、農地法の改正の中で、地域計画というものを策定することになっております。これは現在の状況を見据え、今後の農地をどのように活用していくのかを計画として定めるということで、今定例会でも農業委員会のほうで、現況地図の作製ということで委託料が計上されておりますけれども、現状の農地のあり方を十分に理解し、今後将来どのように利活用するかということを図っていく上での重要な基礎資料となっているということではございます。

また今回の地域計画の策定につきましては、農業振興する土地、もしくは、どうにもならない今でも耕作ができない、今後も耕作が見込めないという農地につきましては、思い切って別の用途にしようということもですね、計画に盛り込めるというようなことになっておりますので、地域住民の方々の意見、また農地所有者の意見、耕作者の意見をですね、十分に取り入れながら、令和7年3月までに作成ということではございますので、しっかりと住民からのですね、農家の方からの意見も聞き取りをしていきたいと思っておりますし、村長が申しておられます農村RMO、また土地利用総合計画等も活用しながら、有効な計画をつくっていき、農地のあり方を図っていきたいと考えております。

また、特産品である栗の生産拡大につきましては、これも村長が常々お話をされているところではございますが、傾斜地ではなくてですね、耕作放棄地となっている水田等を活用し、栗の生産面積の拡大、生産量の拡大に努めていきたいと思っております。これにつきましては、熊本県も今、実証実験をされているということではございますが、来年度からの県の計画にもこの事業が盛り込まれるということで、山江村でモデル事業をするという予定でございますので、モデル地域のほうの選定

も進めていきたいと考えております。

また、農地の活用につきましてもう一つ大事なことは、本年3月に事業が終わりました川辺川造成地の活用も考えられるのかなと思っております。40年にわたる事業がですね、終わって、いよいよ今月からですね、農家の方に負担金の納付書のほうをお出ししております。いろいろ問合せがあっており、担当のほうも苦慮しておりますけれども、事業が完了したということで、負担金の納入にご協力をいただければと思いますけれども、なかなか耕作ができない土地が多いということで、どうにか耕作放棄地、また新規作物ができないかということで、現在ハゼやですね、山椒、薬草等に使える作物のですね、実証実験を行っているということで、こちらでも生産が可能ということであれば、耕作放棄地の解消や農地の有効活用に努められるのではないかと考えております。

このほか人手不足、先ほどから人口減少問題が言われていますけれども、どうしても人手が足りないということで、農業も機械化が進んでおります。栗の機械化やですね、水稻作物の機械化なども進んでおりますけれども、そのようなことも支援化を図りながら、少人数でですね、農業の省力化が図ればということも考えておりますし、先の議会でも靱摺りの共同ができないかとか、様々なご意見も議場のほうでいただいておりますので、水稻作物等々のですね、効果的なあり方、このことにつきましても協議検討を進めていきたいと考えております。

そして何よりも農業に従事していただく人材の確保が重要だと考えております。現在就農されている若手の方の育成はもとよりですね、UターンやIターン、これは定住促進化も絡めてということにはなろうかと思っておりますけれども、このようなことを図りながら人材の確保が必要だということも考えておりますし、先ほども出ておりました法人化、企業化などもですね、図りながら、農地の有効活用、農地を守っていく対策を図りながら、10年後も持続可能な山江村であると、山江村の農業であるということを図っていききたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 産業振興課長が申したとおりでありまして、また、産業振興課長は産業振興課の立場としてしゃべられたと思いますが、先ほど私、しゃべりました三つのソフト事業がありますという中で、最適土地利用総合対策と申し上げました。これは国の1,000万円掛ける5年間、5,000万円あげますからと、山江村の農地について農地保全のための計画をつくりなさい、その計画がですね、山江村の土地利用構想図というのをプロジェクトマネジメント室でつくと、産業振興課とですね、リンクさせてもらいながらつくと、それが地域計画となつて一緒の

計画としていきたいと。その土地利用構想図の中で、法人や企業や、またこういう土地の人材を呼び込めないかというようなこともしっかり検討していきたいということを考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） 村長、それから担当課長から、今後の農業振興についてですね、村長の考えと担当課もぴしゃっと合っていますし、やはり今、深刻な状態である農業がですね、続きますようにしっかりとした対応をお願いしたいと思います。

そういった中でですね、今年はむらづくりの基本指針となります第6次総合振興計画、後期計画の2024から2028年度の計画策定年度でもございます。この総合振興計画は、むらづくりを進める上で、総合的かつ計画的に村政を運営するための長期的な施策全般を網羅し、各分野の方向性を示す最も上位に位置づけされる計画であります。人口減少が村の将来に与える影響の予想とあるべき将来像等について、その実現について、この総合振興計画をどのような方向性をもって講じられていくか、お尋ねをいたします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。人口減少が村に与える影響につきましては、議員申されましたとおり、農林業と地域経済の縮小、財政への影響、コミュニティ機能の低下、医療・介護等の社会保障など様々なところに影響がでることが予測されることから、役場内でも職員間で意見を交わしながら、改めて地域課題の検討を進めていく方向でございます。

今回策定する第6次山江村総合振興計画の後期計画は、令和6年度からの5年間の計画となりますが、今回実施した住民アンケート調査結果や、令和2年7月豪雨からの復旧・復興の中で取り組んでおります復興むらづくりミーティングなど、住民からの意見を盛り込みながら、村民が豊かな暮らしを実現し続けられることができる村を将来像とし、これまでにない危機感を持ちながら、限られた資源を有効活用し、人口減少社会の中でも長期的に持続可能なむらづくりに向けた計画となるよう進めたいと思っております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 横谷巡議員。

○6番（横谷 巡議員） これからの村の方向性を決める重要な計画であります。村の課題と現実、そして将来を見据えた基本計画の策定をお願いしたいと思います。

先ほど1点だけ村長が石蔵の活用のことについて触れられました。単なる石蔵をつくただけでは負の遺産になることはわかっていますから、例えば、これは言葉で温故知新とありますけれども、古きを温ねて新しきを知る、今まで山江村を担ってきた高齢者を中心とした歴史的な考え、知新は、これから先の未来を描く子ども

たち、若者たち、これがどのように将来を描くか、また、農林業等もやっぱり拠点づくりがほしいという意見を聞きます。農業者の集まっているいろんな研修をしたり、話し合いをするところもほしいということですから、ぜひこのことは一つの活性化する拠点づくりとして、総意ですね、良い事業になるようお願いをしたいと思います。

この総合振興計画により人口減少が村の将来に与える影響等を最小限に抑え、村民や行政におけるむらづくりの共通の施策実現への指針となり、山江村が将来にわたって持続可能な村として発展していくことを強く切望し、一般質問を終わります。

○議長（森田俊介議員） お諮りします。ここで暫時休憩をしたいと思います。異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。再開時刻を2時20分といたします。

-----○-----

休憩 午後2時11分

再開 午後2時19分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き再開します。

次に、2番、北田愛介議員より、1. 農業振興について、2. 介護保険について、3. 学校給食についての通告が出ております。

北田愛介議員の質問を許します。2番、北田愛介議員。

#### 北田愛介議員の一般質問

○2番（北田愛介議員） ただいま議長のお許しがございましたので、2番議員、北田が一般質問を行います

本日最後の質問でございまして、大変お疲れのこととは存じますが、しばらくお付き合いをお願いいたします。

今回は農業振興について、介護保険について、そして学校給食についてという3点を通告いたしております。まず第1点目の農業振興につきましては、午前中も質問がっております。具体的には一丸地区一帯の農業用水問題でありまして、上芹田堰から取水しておられ下流域の一丸地区の水田の水不足対策でございます。これについては午前中、地域との話し合いを行いながら対応していくということで答弁をいただいておりますけれども、また違った視点からですね、ちょっとお話をさせて

いただきたいと思います。

この地域は約16ヘクタールの受益地に50名を超える受益者がおられます。毎年7月中旬から9月ごろにかけては、慢性的な用水不足ということで長年悩まされているということでございます。受益者の方々も村へ相談したり、県のほうへ相談したりと対策を探っておられました。その解決策として、既存の二連木堰をですね、再利用した農業用水の確保について、議会に対して請願書を出されております。それを受けて議会におかれましては、当時の山江村議会産業厚生常任委員会へ案件を付託されまして、委員会で現地調査などを実施され、審議をされました。しかし、請願書は不採択となっております。しかし、審査結果に対する附帯意見として、二連木堰からの水田への取水については実現性に相当の困難が認められる。しかし用水不足解消のため、他の方策が可能であれば検討する必要があると報告をされております。

そこで、その後ですね、村としてどのような対策を取られたのか、お伺いをいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは北田議員のご質問にお答えいたします。午前中の質問でもありましたとおり、上芹田地区のですね、農地の方につきましては、慢性的な水不足に陥っていらっしゃるということは担当課としても重々承知をしておりますし、平成30年9月定例議会においてですね、受益者の代表の方から山江村議会に請願書が提出されて、産業厚生常任委員会に付託され、その後現地調査を行われていろいろな結果が出たということも承知をしております。

私、当時担当ではございませんでしたので、当時の産業振興課の担当の方にお聞きをしたところ、この付託を受けまして現地調査を常任委員会のほうでされたときにですね、産業振興課のほうも同行し、同じ調査を行い、また意見聴取なども受けたということでございます。その当時、村といたしましても常任委員会のですね、結果と同じような意見であるということで、やはり費用がですね、相当な負担がかかるということと、やはりそれにたいする受益者の負担がですね、できるか、同意はあっても負担はできるかということを検討し、特段のですね、その後働きかけ等を行っていないということでございますが、多面的事業におきまして、二連木の農地の前の西山下地区の水路の確保は行われているということでございますが、上芹田地区に向かうまでのですね、水路等の改修は行われていないということでございますし、午前中答弁いたしましたとおり、今回多面的の委員さん、また堰係の方、受益者の方に相談されながら、まずは三方に分かれている柵のですね、ちょっと改修なり補修なりをですね、行っていければということ計画されているということ

でございまして、村として正式にですね、調査をしたり何かをしたということは現時点ではございません。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 状況についてはですね、わかりました。この受益者の方々はですね、この土地の用水不足を解消するためにですね、当初は国営川辺川土地改良事業によるですね、補給水の計画があったということを聞いておったと。それを河川のもですね、水量の不足にもあてにしていたということも言うておられました。実際この山田川とか西川内川へのですね、水田への川辺川の利水事業による水田の補給水というのは、計画があったように記憶しております、その後計画変更でですね、事業規模が大幅に縮小されてきて、そういった補給水などについても他の事業等含めて、計画変更でなくなったと記憶をいたしております。やはりもともと国の事業で利水事業ということが計画されておりましたので、やはり何らかの方法でですね、この河川の水の用水補給というのはですね、やるべきではないかと考えております。

そこで、先ほどから話にあがっておりますように、用水とかは多額の費用を要するというお話がっております。こういった受益者の負担がですね、覚悟があるのかということも先ほど答弁であっております。このようなことの解決のためにですね、先ほど村長申されておりましたRMO、これソフト事業、ステップ1として、地域ぐるみの話し合いによるそうした地域の活動計画の策定、またステップ2として、土地利用構想図を策定して、農地保全のための条件整備ができるようなメニュー内容になっております。これは最適土地利用総合対策事業のほうで、ハード事業もできるようなことも書いてございます。こういったものを活用しながらですね、この計画に取り組んでいただいて、こういった地域の課題解決へ向けた取り組みをしていただければと思っておりますので、またそういったところをですね、含めたところで動きだしていただければと思っております。

午前中もありましたけれども、近年の地球温暖化によりまして、高温が続いておって、水稲にはですね、白濁米などのですね、影響が出ております。1等米比率も非常に低かったということで午前中お話もあっております。1等米と2等米ではですね、30キロ当たり210円違いますし、3等米になると720円も価格が下がるということになっております。農業資材であるとか農薬等、燃料代を含めて、非常に農家を取り巻く環境は厳しくなっておりますので、そういった条件整備をきちんと整えておかないと、持続可能なやはり農業ができないというようなこととなりますので、ぜひですね、そういった国への支援とかを訴えながらですね、この地域の水不足を解消していただきたいと思っておりますが、そういった事業の取り組みについ

てですね、お伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。議員が申されましたとおり、農村RMOの中の土地利用最適化総合計画の中でですね、条件整備もできるといことで、ソフト・ハード事業があるというふうには承知をいたしております。今、議題にあがっている当地区のみならず、村内にはいたる所に用水路、また堰、柵等の改修を要望されているところもございますので、この計画、補助制度が採択されなければ何も始まらないということもございますので、しっかりと担当課とですね、協議をしながら、まず補助金の獲得をし、その後全村的に地域、先ほどから申し上げております地域計画の策定と併せてですね、現状の把握に努めていきたいと、その後の改修、また整備等ができるかどうかという調査のほうも図っていければと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 国営川辺川事業の話も出ました。実はこの国営事業はすべて閉じてしまって終わっているということは、何度も議員の皆さん方にはおつなぎしたと、また村民の皆さん方にもおつなぎしたということでもあります。先ほど補給水という話が出まして、実は午前中の白川議員とのやり取りの中でも、補給水さえあっていれば何てことなかったのになということを考えてところであります。それも補給水は無料で使いたいだけ使っていよいよというような水でありました。ただ、その国営川辺川事業は頓挫したということでもあります。

頓挫した理由は今さら申すまでもありませんが、最終的にはですね、私、当時川辺川土地改良事業組合の組合長をしておりましたので、最終的にはですね、土地改良区の同意だったんですね。6市町村長の合意に併せて、土地改良区の合意があればGOだったんです。6市町村の合意は取れたんですね。当時相良は徳田村長でした。あと人吉市、山江、それから錦、あさぎり、多良木のすべての土地改良区の同意は取れたと。ところが、相良村の土地改良区が同意の印鑑を押さなかったということが、補給水が来なかったことにつながるんですね。非常に残念でたまりません。これは私はその当時、山江村はもちろんその造成地に対する水が来るということで、山江村の農業は変わりますと、特に田植え時期にはですね、西川内とかあちこちでポンプの花が咲くというような言い方をして、ポンプアップしながら水を田ん中にやっておられたという、補給水があればどんなに助かるかというようなことを申し上げて、この事業を推進したところでありますけれども、ただ残念ながらそういう法的な要件がそろわなかったということで断念せざるを得なかったというような、くれぐれも残念でならない事業でありました。

ただ、国営がなくなったということで、あとどういう手立てがあるかということ、県営と団体営しかない、制度事業をいかに活用するしかないということでありまして、この県営の土地改良事業、団体営の土地改良事業にしるですね、やはり地元とのしっかりとした協議が必要ですし、その制度事業に乗せるには、3分の2以上の同意と受益者の応分の負担が要るわけですね、受益事業だもんですから。ただ、それについての話し合いはしっかりさせていただきたいと思っておりますし、また、当時その上芹田の水の件はですね、用水路解消すれば何とかできるんじゃないかなろうかというような話が聞こえ、その対策をしたということでしたけれども、それでは改善できなかったということもあり、何かそういうウルトラCとはいませんが、何らかの知恵を出しながら上のほうでですね、排水路にどんどん水がすたっていくもんですから下のほうには来ないという状況があるわけでありまして、そのすたる水をまたどうやって汲み上げるかとか、上手にですね、下のほうにまわしてもらおうと足りないことはないということでもありますけれども、しっかりそういう地域の方と話し合いを進めていきながら、どういうやり方が一番いいのか、またハードを造るとするならば、どういう安価な方向でですね、受益者の方々に負担していただけるのか、団体事業に乗るのかということとをしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 地元の方々にお伺いしましたところ、番慶橋の下の番慶堰、ここを補給水として使えるかもしれないということも言われました。実際はそこでも取水しておられますので、しかし、それを入れると下流部の断面が不足するということが、溢れてしまうということもおっしゃっておられました。それで地域の方々ですね、お話をさせていただきながら、この課題解決に向けてですね、動きだしていただければと思っております。

やはりこれまで議会で不採択になってからそのまんまですね、地元の方は成す術がないという状況でございましたので、現状をよく理解していただいていると思っておりますので、どうぞ動きだしていただければと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次の質問についてでございますけれども、介護保険についてでございます。現在第9期ですね、高齢者福祉計画、介護保険計画策定に向けて、委員会を開催されながら策定に向かっておられるということでございます。この計画により、令和6年度から令和8年度までのですね、介護保険料も決定されるものと思っております。第8期の第1号被保険者の保険料基準額、これは所得段階の第5段階の保険料月額ですけども、第8期については、村長が申されたように、基金の取り崩しなどによって保険料の軽減を図られたと。第7期から300円引き下げられているよ

うであります。また、公費の投入によって低所得者層のですね、保険料の負担の軽減も行っておられます。

そこで、現在の第8期におけるですね、介護保険事業会計の状況、保険料などの収入の状況とか、保険給付費などの経費の状況、さらには基金の状況などですね、財政の健全性について説明をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではただいまの質問にお答えいたします。議員申されますとおり、現在本村の介護保険事業につきましては、山江村第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に則り事業を行っているところでございます。介護保険料の基準となる第5段階の保険料6,000円もこの計画中に定めた額となっております。この計画の中で給付費、山江村がサービスを利用された方の分、支出する額になります。給付費の見込額を算出しておりますけれども、令和3年度、令和4年度ともに、この算出した計画値よりも給付の実績額のほうが高くなっております。参考までに令和4年度を申し上げますと、給付基準見込額のほうが4億1,440万円程度、実績につきましては4億4,000万円程度ということで、実績のほうが給付の見込みよりも高くなっているところでございます。現状では、令和5年度におきましてもですね、この計画値を上回るのではないかと予測しているところです。しかしながら、繰越金の額を見ますと、令和3年度が4,476万円程度、令和4年度が4,507万円程度と均衡を保つことができているところでございます。

先ほど議員のほうから基金等ということもございましたが、介護保険の基金、現在の所7,400万円程度基金がございまして、こちらも今のところはその金額のまま、まだ取り崩しはしていないところでございます。また、介護保険事業が立ち行かなくなった場合に借り入れることのできる、熊本県の介護保険財政安定化基金事業というのがございますが、現状こちらの借り入れも山江村は行っておりません。併せまして、村民の皆様からお預かりする介護保険料につきましても収納率が99.2%と高い収納率となっております。これはご協力いただいている限りでございまして、今のところ健全な財政状況で運営できているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいま財政状況についてご答弁をいただきました。やはり見込額に対して、給付実績がかなり多くなっているということの状況でございます。財政は健全であると理解いたしました。先ほどご答弁にありましたように、令和3年度と4年度の決算状況を見ますと、令和3年度の実質収支ですね、収入

から支出を差し引いた経常収支は3,821万1,475円、令和4年度が4,507万4,900円とですね、黒字であります。しかし一般会計からの繰入金がありますので、実質単年度収支は令和3年度が655万2,000円の赤字であります。しかし令和4年度には686万6,000円の黒字に転じております。基金積立も答弁にありましたように、平成30年度から7,400万円台を維持しており、介護保険事業会計は、関係者の皆様方ですね、ご努力により健全財政を維持しているものと思っております。

そこで、第9期の介護保険料につきましても現在計画の策定中であるとは思いますが、でき得る限りですね、第8期と同じように基金などを活用しながらですね、保険料を抑えていただきたいと思いますと思っておりますけれども、現時点でのですね、第9期の介護保険料決定に対するですね、村長の基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 今村健康福祉課長。

○健康福祉課長（今村禎志君） それではお答えいたします。まず、先ほどから出ております基金でございますが、現状で7,400万円と申し上げます。繰越の額も安定しておりますので、まず、適正な基金の額というのがどのぐらいかということでございますが、第8期計画の策定時に行われました熊本県のヒアリングにおきまして、概ね給付費の3カ月分、月給付費の3カ月分ですね、基金額があればよいとの指導を受けております。現在、給付月額が3,600万円ぐらいが平均となっております。現状の基金額は本村の給付月額の2カ月分程度ということで、適正額の範囲内であるかといえます。

次に、保険料を下げる考えはとご質問いただいている件でございますが、まさに議員おっしゃられますとおり、第9期計画の策定に向けた検討を現在行っております。現状の分析から住民アンケートの分析、今後の被保険者数の推計、それから給付見込額の算定を行いながら、次期計画の策定を進めているところでございます。

先ほど給付について申し上げましたけれども、給付額が今現状といたしましては、ここ8期計画の2年間は上がっておりまして、令和5年度も上がる見込みという見込みでございます。現状のところではですね、分析、検討の段階でございますので、次期保険料の増減について、上がります、下がりますというのを明言することは今のところできないところですが、被保険者数の変化、及びこれに伴う給付費の増減をきちんと見極めまして、計画策定委員会のご意見なども頂戴しながらですね、保険料の大幅な変化によりまして、被保険者の負担や不安がですね、急激に増大することがないように、基金の活用も当然念頭におきながら、適正な保険料設定

に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 今年第9期の計画を策定中ということで、その策定するに併せてですね、大事な介護保険料を決定していくという作業を今、行っている途中であります。当然途中でありますので、標準化するためにですね、幾らぐらい負担していただかなくちゃいけないというのが出てこようかと思っております。従いまして、今現在は6,000円でありますので、急激に負担が伸びるということであれば、村民の皆さん方の介護保険料の負担を、負担感がですね、非常に負担感をますということになりますと、その負担感をできるだけ抑えるということで基金を活用していきたいというようなことを考えておりまして、そういう基金の活用を今までもさせてもらったということでもあります。ただ100円ですね、介護保険料を安くすることで500万円ぐらいの基金が要りますので、例えば7,500万円あるといえども、400円下げるということで2,000万円の基金を使わなくちゃいけないということになりますと、来年度以降、第10期以降はどうなるんだということも考えなくちゃいけないということでもありますから、その先を見通しながら、どれぐらいの基金を活用し、激変緩和をしていくか、安いということに越したことないんですけれども、先ほど課長が申し上げましたとおり、介護保険料はどんどん上がっていく傾向にありますので、そのへんをしっかりと見極めさせてもらいながら、基金の活用もしっかりさせていただきたいと思っております。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 先ほどからですね、財政状況等をお聞きしまして、見込額よりも給付金のほうがだいぶ上回っていると、また今後ですね、高齢化率も上がってきて、やはり介護保険に関する給付費は、もっともつとあがってくるんじゃないかなとは思っております。その中であってもですね、住民の方々はあらゆる物価の高騰によりまして、非常に生活も厳しくなっておりますので、特に高齢者等におかれましてはですね、介護保険料は大きな負担となりますので、大変な時期とは思いますが、あらゆる手段を使っただきながら、急激に上がるようなことのないようにですね、ひとつよろしく願いをいたしたいと思っております。

それでは次の最後の質問でございます。学校給食についてでございます。山江村におきましては、他の自治体に先駆けてですね、給食費の無料化ということに取り組んでおります。この目的は子育て支援もありますが、学校給食に使用する農産物は、村内の農家から直接購入し、農産物の安定供給に取り組むことで、農産物の品種の増加や総生産量の拡大を図る、さらには第6次産業化と高付加価値農業を推進することにより、農家の所得増大と経営の安定化による持続可能なですね、農業を

構築することが目的であったと思っております。

当時の計画では、村内農産物の使用料を18%から48%まで引き上げることを数値目標とされております。現在、毎月広報やまえにより、地産地消推進だよりとして、学校給食食材の地場産率、自給率を報告いただいております。計画当初は重量ベースで地場産率を計算してありましたが、現在は品目数で算出してありますので、単純に比較ができませんが、最新の10月分の地場産率は29%、今年多いときは5月の33%でありました。これは農家の皆様や学校関係者、給食コーディネーター、さらには担当課職員の方々の努力のおかげだと思っております。

そこで、これまでのですね、自給率の推移、一番多いときと少ないときを含めてとですね、食材の供給農家数の推移の状況、現在増加しているのか減少しているのかを含めてですね、答弁をお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それでは議員のご質問にお答えいたします。学校給食の地産地消ということで、制度の創設から現状に至るまで、議員のほうが私より大変お詳しいかと思えますけれども、自給率の推移等についてご質問ですのでお答えさせていただきます。

令和に入ってからということで、過去5年間ということで述べさせていただきます。品目ベースの地産地消率ということでございますけれども、令和元年度、これが19.83%、令和2年度が21.58%、令和3年度が25.67%、令和4年度が27.92%ということで平均となっております。議員が申されましたとおり、令和5年度直近でいきますと29%ということでございます。平均でも令和元年度から令和4年度まで、徐々にではありますけれども増加をしているというような状況でございます。

先ほど議員が申されました重量ベース、こちらのほうも集計が毎年とってありまして、これは広報やまえには掲載をいたしておりませんが、重量ベースでの地産地消率でいきますと、令和元年度が35.64%、令和2年度が37.01%、令和3年度が37.41%、令和4年度が42.71%ということで、総仕入れが11.7トン、そのうち村内仕入れが、いわゆる地産地消の仕入れが5トンということで、42%ということでですね、こちらの重量ベースにつきまして年々増加をしているということでございます。

次に提供される農家の方ですけれども、こちらのほうにつきましては、令和元年度が47名、令和2年度が52名、令和3年度が同じく52名、令和4年度が62名となっております。令和5年度時点では今のところ50名となっておりますけれども、作物の出来不出来もありますので、今後増えていくのかなと思っております。

す。

ちなみに、この事業が始まりました平成27年度は26名でございますので、7年間で36名、令和4年度までの7年間で36名の増加ということになっております。この地産地消率、重量また品目ベースで多くなっているということは、議員が申されました農家の方のですね、提供される意欲や、学校給食関係者の方のご尽力もあるかと思えますけれども、以前大学とですね、共同研究を行いながら、この地産地消率、農家の所得の向上を図る上でのシステムづくりや助言をいただいたことをですね、参考にしながら事業を進めているとともに、議員も6月議会で一般質問されました真空調理器、こちらのほうを活用いたしまして、季節外でもですね、根菜等を提供できるシステムをつくっておりますので、そのような要因で地産地消率が徐々にではありますが増えている要因かと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまご答弁いただきまして、重量ベースではですね、かなり増えているということでございます、提供農家も増えているということで答弁いただきました。米については来年度は村外からという話もちよっと聞いておりますので、重量ベースでいくと米はすごくウエイトが大きいのでですね、そのあたり下がってくるんじゃないかなということをちょっと懸念をいたしております。

私もですね、農家の方にお聞きいたしました。以前野菜を納めていたけれども手が回らないとかですね、いろいろ問題があって提供するのをやめたという方がおられましたので、現状をお聞きしたところでございます。このですね、学校給食食材の自給率、地場産率を上げるということにはですね、いろいろ先ほど申しました以外にも、村長としてはもっと大きな目標を掲げておられたんじゃないかなと思っておりますので、その学校給食の無料化とですね、食材の村内自給の目指すもの、それから今後の発展した展開についてですね、現在のお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（森田俊介議員） 松尾産業振興課長。

○産業振興課長（松尾充章君） それではお答えいたします。先ほど議員が米の今年度から来年度にかけての納入業者が村外だからということで、自給率、重量部分が下がるのかということでちょっと危惧されておられましたけれども、確か納入業者は村外の業者ということでございますが、山江産の米を納入すると確か入札の規程にうたってありましたので、村内の重量ベースは下がらないのではないかと考えておりますので、その点をご理解いただければと思っております。

学校給食無料化と給食食材の自給の目指す今後の展開ということで、まず私のほうから答弁をさせていただきます。この事業につきましては、先ほど来、議員も申されておりますけれども、学校給食費を実質無料化することによりまして、子育て世代の移住・定住の促進を図ることはもとより、学校給食への村内農産物の需要拡大、児童・生徒に対し、安心安全な食材の提供が行われることや、生産者の所得向上を実現するために取り組んでいるものでございます。

平成27年度の事業開始から9年目を迎えており、学校給食の自給率や食材提供農家数は、先ほど申しましたとおり年々増加している状況でございます。一方、事業を進めていく上でいくつかの課題も見えてきておりまして、学校給食調理関係者、農産物を納品される生産者、事業者から聞き取りを行いながら、さらに効果的な事業として取り組んでいけるよう調整を図っているところでございます。

担当課として、関係課、関係機関と連携しながら目指すものとしたしましては、移住定住の促進による若年人口の流入、いわゆる人口減少対策ですね、自給率の状況を図り、農家の所得向上はもちろんですが、学校給食食材としての活用だけでは限界がありますので、今後につきましては、担当課といたしまして福祉や介護のサービスのほうにもですね、村内の野菜、食材等を活用していただきながら、自給率を上げていく仕組みづくりも必要なのではないかと考えております。

このようなちょっといろいろな課題も見えてきておりますので、ここ2年ほどちょっと開催をしておりますけれども、山江村地域活性化協議会というのがございますので、そちらのほうでも議題としてあげていきながら、調整を図っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 村長。

○村長（内山慶治君） 私へもちょっと質問でありました。その大きな構想はなかったんですけども、1,800万円程度の学校給食無償化によりまして、役場のほうから給食費を支払うというようなことを議会でご決定いただきました、無償化について。に伴いまして、そのお金のほとんどがですね、村外に流れていく状況、村外のスーパーから食材をとっていたということもあって、そういう状況が続いていたわけです。その1,800万円のお金をですね、山江村の農家の方々にぜひ流していくことはできないか。そして特にですね、子どもたちが山江村の農産物を食べたいという子が、後ほどアンケートをとったんですけど8割から9割の児童生徒は、山江村でできたものを私たちは食べたいんだというようなことを言うておりまして、ただ、今は実はですね、そういう時代じゃないんですね。我々が口にしているものは、どこの誰がつくったのかわからないものを口にしている。誰々さんちのなんとか書いてあるものは別ですよ、そういうものを口にしている事態で、やはりしっ

かりとした山江村の農家がつくられて、また子どもたちがしっかり食べているんだという実感の中で、しっかりとした郷土愛が育まれるであろう、山江を誇りに思うような子どもたちがたくさん育つのであろうということを思いながら、また、その野菜がですね、たくさんできるとすれば、保育園や福祉施設へも先ほど課長が言いましたとおり、への供給も広がっていくんじゃないだろうかというようなことに思いを馳せながら、この事業に取り組ませてもらったということでもあります。

ただ、なかなかこの事業が難しいのは、教育委員会がもちろん絡みますし、教育委員会の学校の栄養士の先生絡みます、調理員の方が絡みますし、その給食を食材を提供するというコーディネーターといいますか、の方が絡みますし、また産業振興課が主管となって、事務局となって農家の方々を取りまとめると、それぞれの方々が同じ方向を向かないと、なかなか上手に進まないというような事業でありますので、一足飛びにはですね、なかなかこの事業が進まなかったということもございます。ただ、少しずつでもですね、この事業を続けることによって、関係者が同じ方向を見ながら、しっかりと子どもたちを地域みんなで見守って育てていくと、そして子どもたちもその山江の食材を食べながらですね、誇りを持ちながら巣立っていくというような図式をですね、しっかり思い浮かべながらやっていくべきだと思いますし、そのためには今、補助金をもらっているときは協議会があったんですけども、補助金がなくなると協議会はいつのまにかなくなっておりますので、再度協議会をつくりながらですね、学校教育の推進には、いわゆる学校給食費1,800万円、今のところ300万円ぐらいかな、多分農家のほうにいつてるのがですね、この金額をもっともっと増やしていけたらと思っておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） ただいまですね、答弁をいただきました。やはり村内でできたですね、誰がどういうふうにつくったという安心安全なですね、やはり食材を活用してした食育と、それによって児童生徒のですね、健全な育成をしていただきたいと。また、今言われた300万円程度がですね、もともと村内に落ちなかったものが落ちるようになったということもございますので、農家の経営の安定化へ向けても寄与しているものと思っておりますので、さらなる関係者の方々のご努力をお願いしたいと思います。

また、先ほど申されましたように、各関係者の方々、いろいろと問題を抱えておられると思っておりますし、それぞれで苦勞しておられると思っておりますので、やはりそういった協議会の中で話し合いをしながら、共通認識のもとにですね、取り組んでいただきたいと思います。

松尾課長が言われましたように、私も去年の12月までそちらのほうに座っておりましたので、ある程度のことはわかっておりますけれども、もう1年も経っておりますので、いろいろと変わっていると思ひまして質問させていただきました。これからもですね、そういったことはあるかと思ひますけれども、どうぞご理解をいただきながらご答弁いただきたいと思ひます。

私も村民の声を届けるためにここに立っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。丁寧な答弁ありがとうございました。以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森田俊介議員） 通告がありました本日の一般質問はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。ありがとうございました。

—————○—————

散会 午後3時01分

第 3 号

1 2 月 8 日 ( 金 )

## 令和5年第8回山江村議会12月定例会（第3号）

令和5年12月8日

午前10時00分開議

於 議 場

### 1. 議事日程

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   | 諮問第 1 号   | 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて   |
| 日程第 2   | 議案第 5 1 号 | 山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について   |
| 日程第 3   | 議案第 5 2 号 | 山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について   |
| 日程第 4   | 議案第 5 3 号 | 山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について   |
| 日程第 5   | 議案第 5 4 号 | 山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について   |
| 日程第 6   | 議案第 5 5 号 | 地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について  |
| 日程第 7   | 議案第 5 6 号 | 山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 8   | 議案第 5 7 号 | 山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定について   |
| 日程第 9   | 議案第 5 8 号 | 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  |
| 日程第 1 0 | 議案第 5 9 号 | 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 6 0 号 | 令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）  |
| 日程第 1 2 | 議案第 6 1 号 | 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）  |
| 日程第 1 3 | 議案第 6 2 号 | 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）  |
| 日程第 1 4 | 議案第 6 3 号 | 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）  |

- 日程第15 議案第64号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第65号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第66号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）
- 日程第18 閉会中の継続調査申出書（議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長）
- 追加日程第1 議案第67号 公共工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第68号 公共工事請負変更契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（10名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 白川俊博君  | 2番 北田愛介君  |
| 3番 本田りかさん | 4番 中村龍喜君  |
| 5番 赤坂修君   | 6番 横谷巡君   |
| 7番 立道徹君   | 8番 西孝恒君   |
| 9番 久保山直巳君 | 10番 森田俊介君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 山口明君

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 内山慶治君	副村長
教育長 藤本誠一君	総務課長 平山辰也君
税務課長 迫田教文君	企画調整課長 清永弘文君
産業振興課長 松尾充章君	健康福祉課長 今村禎志君
建設課長 蕨野昭憲君	教育課長 一二三信幸君
会計管理者 高橋忍君	農業委員会事務局長 新山孝博君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） おはようございます。ただいまから会議を開きます。

本日の出席議員は10名で、定足数に達しております。

本日は、会期日程日時第3の本会議で、質疑、討論、表決となっております。

それでは、議事日程順に質疑、討論、表決をいたします。

発言については、山江村議会会議規則の規定を守り、事件の内容から逸脱しないよう趣旨に沿った質疑をお願いします。また、執行部におかれましては、簡潔な回答をお願い申し上げます。

-----○-----

日程第1 諮問第1号 山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについて

○議長（森田俊介議員） 日程第1、諮問第1号、山江村人権擁護委員の推薦に関する意見を求めることについてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案は人事案件でありますので、起立採決といたします。

本案の推薦については、候補者として適任であるという意見を付して、答申することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者の起立〕

○議長（森田俊介議員） 起立全員でございます。お座りください。従いまして、諮問第1号は、適任であるという意見を付して答申することを決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第51号 山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第2、議案第51号、山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） それでは、ただいま議題となっております議案第51号、山江村簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について質問いたします。

第8条、業務状況説明書類の作成ということでございます。これにつきましては、同条8条では業務の状況を説明する書類を作成しなければならないとなっております。

して、第2項では前年度の決算状況、予算の概要及び事業経営の方針をそれぞれ明らかにしなければならないと規定されております。これは地方公営企業法の第42条に基づく、業務の状況の公表ということが根拠法になっているかと思えます。

それで、予算、決算につきましては、地方公営企業法で、予算については24条で、年度開始前に議会の議決を得なければならないと。決算につきましては第30条で、これまで同様議会の認定に付さなければならないとなっております。この第8条の根拠法に基づく業務状況の公表は、長が公表すればよいとなっておりますけれども、この公表というのはどのような形で公表されるのか、現時点で考えておられる方法、それと議会の認定とか承認は要らないわけでございますので、そのあたりの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それでは、ただいまのご質疑につきましてお答えをいたします。

議員申されましたとおり、地方公営企業法の規定に基づき、この既定では少なくとも2回以上書類を作成する必要があるということでございます。そのようなことがあり本条例に規定したところでございます。

この業務状況説明書類につきましては、現在考えておりますのは、半年毎に書類を作成して村長に提出し、その後に速やかに公表ということで考えているところでございます。その公表の方法についてということですが、現時点では、掲示板です、ね、告示をするか、ホームページでの公表を考えているところでございます。正式にどちらの公表の方法をとるかというのはですね、今後運営していく中で検討して決定したいと考えているところでございます。

○議長（森田俊介議員） 北田愛介議員。

○2番（北田愛介議員） 今回はですね、やはり公営企業会計にするまでもいろいろと財産の状況とか、いろいろと予算をかけてこの新しい複式のですね、簿記の方法を取り入れられるということでございますので、経営状況とか財産の状況が明らかになりますので、できればですね、村民の方々に広く状況を公表していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第51号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第52号 山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定  
について

○議長（森田俊介議員） 日程第3、議案第52号、山江村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第52号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第53号 山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第4、議案第53号、山江村農業集落排水事業の設置等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第53号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第5 議案第54号 山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の  
制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第5、議案第54号、山江村農業集落排水事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第54号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第55号 地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第6、議案第55号、地方公営企業法の適用に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第55号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第56号 山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第7、議案第56号、山江村一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

んか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第56号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第57号 山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第8、議案第57号、山江村公告式条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第57号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第58号 山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第9、議案第58号、山江村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第58号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第10 議案第59号 山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（森田俊介議員） 日程第10、議案第59号、山江村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第59号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第60号 令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）

○議長（森田俊介議員） 日程第11、議案第60号、令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

白川俊博議員。

○1番（白川俊博議員） それでは、ただいま議題となっております令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

内容は2点質疑いたします。1点目、ページにつきましては10ページでございます。企画総務費でございますけれども、財源内訳の中で特定財源、その他に100万円計上しておりますが、その充当となった歳入の財源は何か1点と、もう1点です。ページは17ページでございます。水防費、これも同様に歳入の財源のその他は何かということと、これについては地方債が減額になっておりますけれども、恐らく消防施設整備費事業債の減額の様ですけれども、項目でいいますと何の事業に充てられた財源なのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（森田俊介議員） 平山総務課長。

○総務課長（平山辰也君） それではお答えをいたします。10ページの企画総務費の特定財源の中のその他の100万円ということでございます。この事業はですね、当初予算で計上させていただいておりました特産物の宣伝広告委託料であります。当初は一般財源で財源を賄っている予算を計上しておりましたけれども、ふるさと応援基金をここに充当させていただいたということによりまして、この100万円がその他ということで計上させていただいております。

それから17ページです。消防費の中の水防費、地方債が80万円減額、その他が80万円増額ということです。財源の組み替えですけれども、この事業につきましては、防災トイレの設計業務委託料でありまして、当初は議員申されました地方債を充当しておりましたけれども、この80万円を企業版ふるさと納税を80万円充当することとしたため、地方債を80万円減額したというところでございます。

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ただいま議題となっております議案第60号、令和5年度山江村一般会計補正予算（第6号）について質疑いたします。

ページは16ページになりますけれども、款の6、温泉センター管理運営費の不動産鑑定評価委託料、この計上の理由についてご説明をお願いします。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。商工費の中で目6、温泉センター管理運営費の中で、委託料として不動産鑑定評価委託料のほうを計上しております。こちらにつきましては、9月定例議会の一般質問においても、当施設の民営化、民間活用ということで、今後の方向性を検討する中で、既存の資産を評価するために予算のほうを計上しております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） 施設におきましては、これは物産館のほうも含めたところの委託料なんでしょうか。

○議長（森田俊介議員） 清永企画調整課長。

○企画調整課長（清永弘文君） それではお答えいたします。今回評価を委託する部分につきましても物産館、こちらも含まれております。以上でございます。

○議長（森田俊介議員） 久保山直巳議員。

○9番（久保山直巳議員） ありがとうございます。もう1点ございました。19ページ、款のこれは災害復旧費、道路河川災害復旧費の12、委託料、災害復旧工事測量設計業務委託料、これにつきましては、議案審議の中でですね、宇那川と下城

子の排水路ということで、1,220万円ということで計上があっておりますが、この内訳について説明をお願いします。

○議長（森田俊介議員） 蕨野建設課長。

○建設課長（蕨野昭憲君） それではお答えいたします。10の災害復旧費の1、公共土木施設災害復旧費の1、道路河川災害復旧費のほうにですね、委託料として災害復旧工事測量設計業務委託1,220万円を計上しているところでございます。

今、議員申されましたとおり、まず一つは、令和2年災の宇那川河川の復旧工事に係ります地質調査業務の設計業務委託料として700万円、それから下城子地区排水路復旧工事に係ります測量設計業務委託の委託料として520万円の2カ所分を計上しております。合わせて1,220万円ということでございます。

宇那川につきましては、現状における変更設計を行うところでございますけれども、地質調査も実施する必要があるということであげております。

それから、下城子の排水路復旧につきましては、工事を施工するに当たりましてですね、現地の調査測量といたしまして、工法を検討した上で、また次の工事についての内容をですね、検討したいということで予算を計上したものでございます。

[「質疑を終わります」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第60号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第61号 令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算  
(第2号)

○議長（森田俊介議員） 日程第12、議案第61号、令和5年度山江村特別会計国民健康保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第61号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第13 議案第62号 令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第13、議案第62号、令和5年度山江村特別会計簡易水道事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第62号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第14 議案第63号 令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第14、議案第63号、令和5年度山江村特別会計農業集落排水事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第63号は、原案のとおり可決するこ

とに決定しました。

-----○-----

日程第15 議案第64号 令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第15、議案第64号、令和5年度山江村特別会計介護保険事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第64号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第16 議案第65号 令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第16、議案第65号、令和5年度山江村特別会計後期高齢者医療事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第65号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第17 議案第66号 令和5年度山江村特別会計ケーブルテレビ事業補正予算（第2号）

○議長（森田俊介議員） 日程第17、議案第66号、令和5年度山江村特別会計ケー

ブルテレビ事業補正予算（第2号）を議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第66号は、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第18 閉会中の継続調査申出書

○議長（森田俊介議員） 日程第18、閉会中の継続調査申出書を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長からお手元に配付しております申出書が提出されております。よって、委員長の申し出のとおり、継続調査としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本日、村長から議案第67号、公共工事請負変更契約の締結についてが提出されておりました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号を日程追加し、追加日程第1として議題とすることを決定しました。

同じく、村長から議案第68号、公共工事請負変更契約の締結についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

今から議案を配付しますので、しばらくお待ちください。

-----○-----

#### 追加日程第1 議案第67号 公共工事請負契約の締結について

○議長（森田俊介議員） それでは、追加日程第1、議案第67号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

公共工事請負契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負契約を締結するものとするというものでございます。令和5年12月8日、本日提出でございます。山江村長、内山慶治といたしております。

記として表を掲げておりますけれども、工事名につきましては、令和5年度林道向鶴線改良工事でございます。事業量が、施工延長150メートルでございます。土工が切り土ほかとして一式でございます。法面工が簡易法枠工であります。2273.2平方メートルでございます。次に、契約金額でございますけれども、6,985万円でございます。

契約の相手方につきましては、熊本県球磨郡山江村大字万江甲1049番の1、株式会社中央設備代表取締役、林田啓一。敬称を略します。入札の方法につきましては、指名競争入札で行っております。

提案理由でございますが、この工事請負契約の締結については、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせていただくというものでございます。いわゆる5,000万円以上の契約ということでございます。よろしく願いいたします。

-----○-----

#### 追加日程第2 議案第68号 公共工事請負変更契約の締結について

○議長（森田俊介議員） 追加日程第2、議案第68号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

村長。

○村長（内山慶治君） それでは、議案第68号についてご説明を申し上げます。

公共工事請負変更契約の締結についてでございます。次のとおり公共工事請負変更契約を締結するものとするというものでございます。本日提出でございます。

記として表を掲げておりますので読み上げさせていただきます。工事名につきましては、令和4年度2災補道第4012号、村道山口吐合今村線道路災害復旧工事でございます。事業量でございますが、変更前につきましては、施工延長が325.

5メートル、コンクリートブロック積工が599平方メートル、大型ブロック積み工が85平方メートル、アスファルト舗装工が977平方メートル、仮水路工につきましては、延長170メートルでございまして、変更前の契約金額が9,636万円でございました。それを变更后につきましては、施工延長は325.5メートルそのままでございますが、コンクリートブロック積工を586平方メートルに減少であります。次に、大型ブロック積工が97平方メートル、これは増になっております。アスファルト舗装工につきましては977平米変わらず、仮水路工につきまして74メートル、これは大幅に減少しております。併せて、変更後の金額は9,600万1,791円となりますので、変更前の金額から変更分が減額の35万8,209円とするものでございます。

契約の相手方は、熊本県球磨郡山江村大字山田甲857-19番地、有限会社山本建設代表取締役、山本征治。

入札の方法につきましては、変更前が指名競争入札でございましたが、变更后につきましては、入札率による変更契約を行わせていただきたいということでございます。

提案理由でございまして、この工事請負変更契約の締結につきましては、山江村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるために提案をさせてもらうというものでございます。これも5,000万円以上に伴う契約変更でございまして、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森田俊介議員） これで提案者の説明は終わりました。

ここで審議のために暫時休憩をしたいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認めしばらくのあいだ暫時休憩をします。10時50分といたします。

-----○-----

休憩 午前10時35分

再開 午前10時49分

-----○-----

○議長（森田俊介議員） 休憩前に引き続き、再開いたします。

追加日程第1、議案第67号、公共工事請負契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第67号は、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2、議案第68号、公共工事請負変更契約の締結についてを議題とし、質疑を許します。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 討論なしと認めます。

採決をします。本案を可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議案第68号は、原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。本会議での議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、議長に委任することに決定しました。

これで、本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

お諮りします。これで本定例会を閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（森田俊介議員） 異議なしと認め、令和5年第8回山江村議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

-----○-----

閉会 午前10時51分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

山江村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員